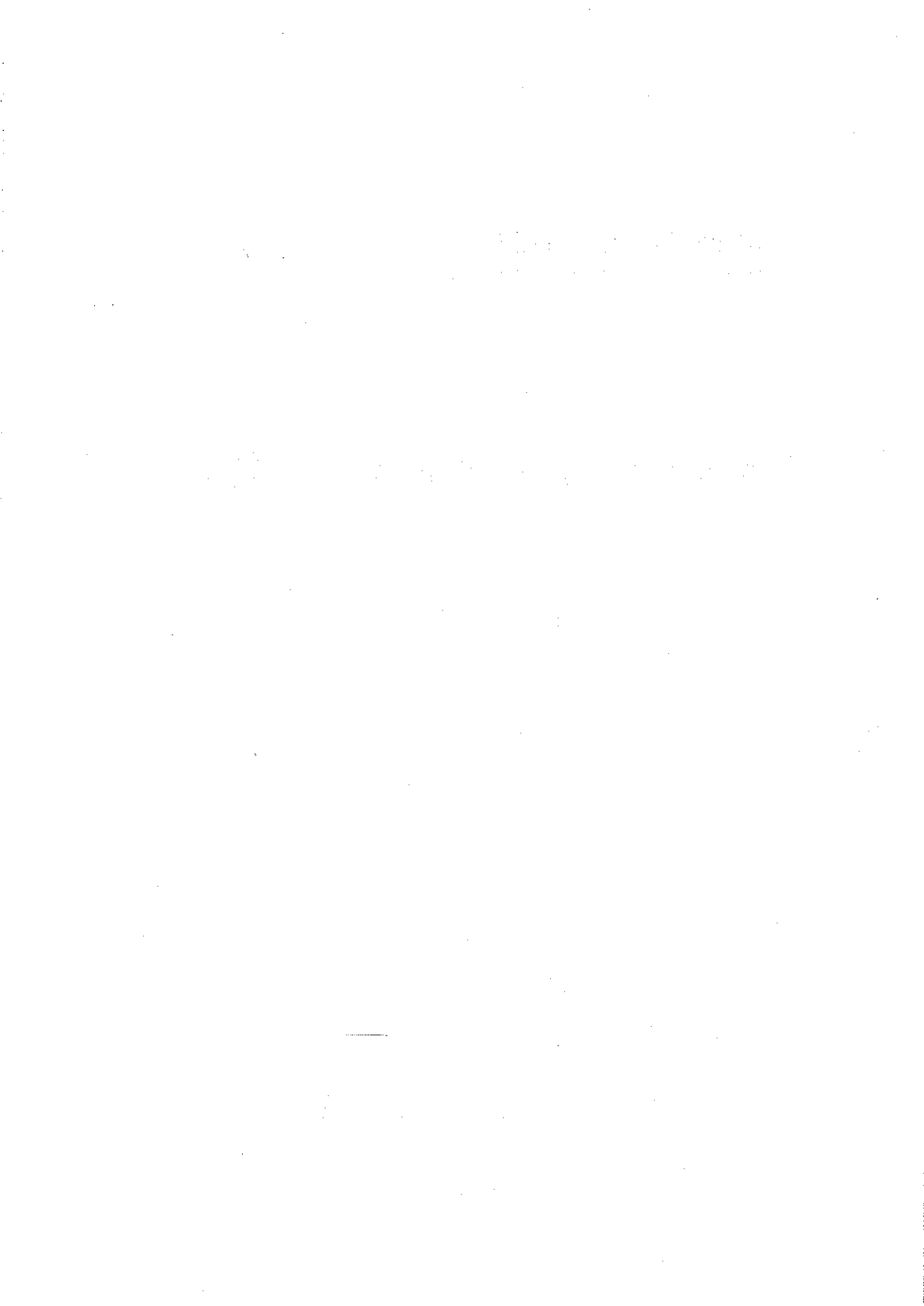


昭和54年1月17日開会
昭和54年1月17日閉会

和泉市議会第1回臨時会会議録

第 1 号

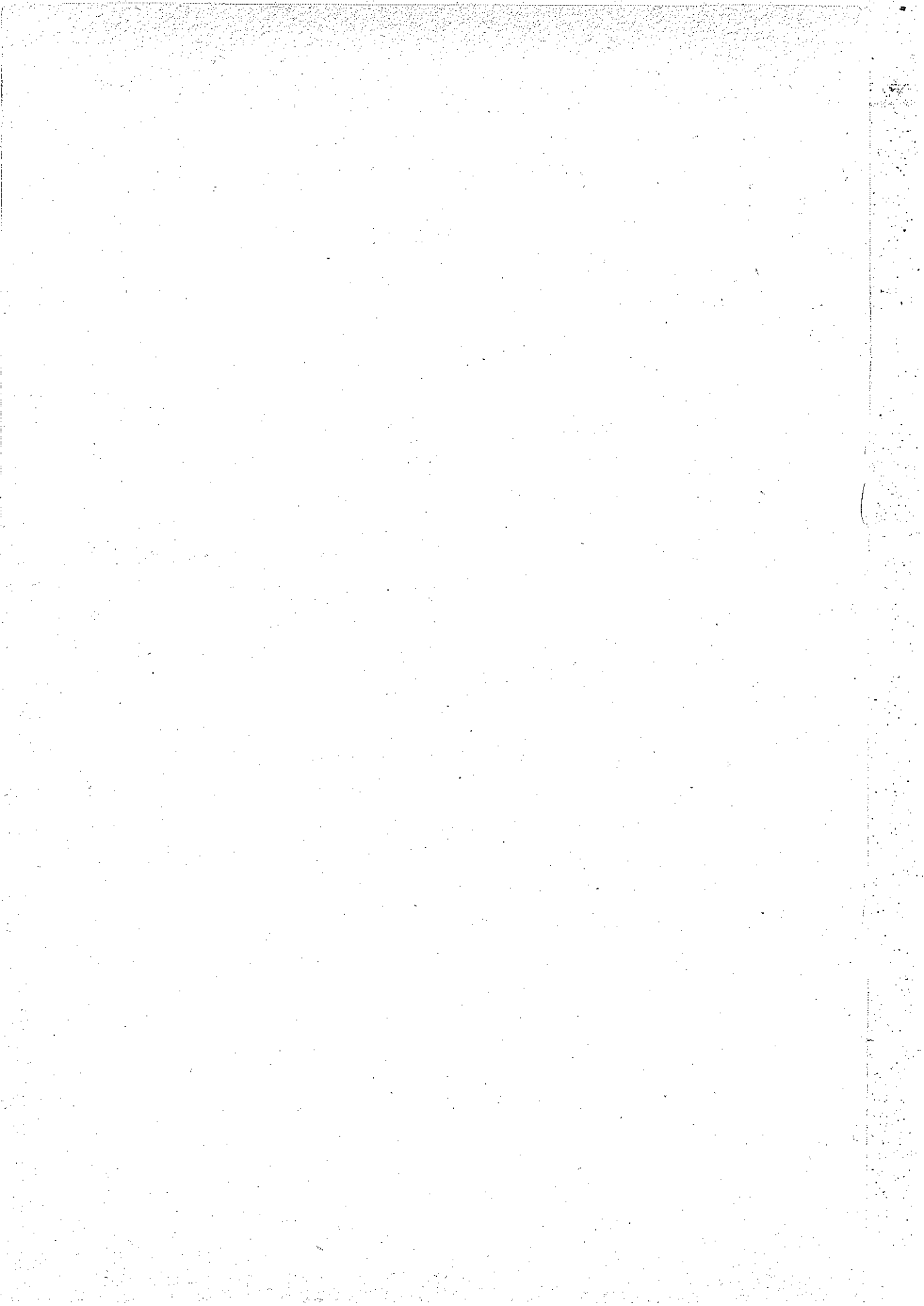
和 泉 市 議 会



和泉市議会第1回臨時会会議録目次

昭和54年1月17日（水曜日）

○ 出席議員、欠席議員	1 頁
○ 議事説明員その他	2 頁
○ 議事日程	3 頁
○ 開会宣告（午前10時38分）	4 頁
○ 市長開会あいさつ	4 頁
○ 日程第1 会議録署名議員（三井正光君、柳瀬美樹君、竹下義章君）	5 頁
○ 日程第2 会期の決定（1月17日）	5 頁
○ 日程第3 工事請負契約締結について（幸団地3期建設工事）	} 6 頁
○ 日程第4 " （幸第二団地2期建設工事）	
○ 日程第5 " （（仮称）和泉市幸青少年センター整備工事）	
○ 日程第6 " （和泉市立幸保育園建設工事（建替））	
○ 日程第7 " （（仮称）旭温泉建設工事）	
○ 日程第8 " （王子第一団地2期建設工事）	
○ 日程第9 財産取得について（市立鶴山台北小学校校舎）	78 頁
○ 日程第10 " （市立鶴山台北小学校水泳プール）	79 頁
○ 日程第11 工事請負契約締結について（市立南松尾小学校改築工事）	} 13 頁
○ 日程第12 " （市立国府小学校改築工事）	
○ 日程第13 高齢者医療保障制度の抜本改革に関する意見書	81 頁
○ 日程第14 有事立法反対決議	82 頁
○ 日程第15 伯太・黒鳥校区「留守家庭子供会」の設置を求める請願	84 頁
○ 閉会宣告（午後4時13分）	86 頁
○ 市長閉会あいさつ	86 頁
○ 議長閉会あいさつ	87 頁



昭和54年1月17日午前10時和泉市議会第1回臨時会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	寺田	茂君	15番	横田	憲治郎君
2番	天堀	博君	16番	木下	甲子三君
3番	橋本	佳行君	18番	池辺	秀夫君
5番	仁井	明君	19番	貝淵	博治君
6番	大谷	昌幸君	20番	田中	包治君
7番	金沢	勝君	21番	直村	静二君
8番	成田	秀益君	22番	勝部	津喜枝君
9番	松下	定君	23番	三井	正光君
10番	山口	義一君	26番	柳瀬	美樹君
11番	上代	卯之松君	27番	竹下	義章君
12番	藤原	要馬君	28番	坂上	國治君
13番	赤阪	和見君	29番	藤原	利一君

欠席議員(1名)

25番 竹内修一君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田忠雄	財務部次長	北野敦雄
助役	坂口禮之助	財政課長	大塚孝之
収入役	中塚白	同和对策部長	中西淳富
参与兼市長公室長事務取扱	西川喜久	同和对策部次長	生田稔
参与兼建設部長事務取扱	林徳次	市民部長	森保
土地開発公社事務局長	佐原行雄	市民部次長兼福祉事務所長	富田宏之
市長公室企画担当理事	竹田明郎	産業衛生部長	内田繁
市長公室次長兼秘書広報課長事務取扱	麻生和義	産業衛生部次長	角谷泰夫

建設部次長	吉田日出男	教育委員長	堀内由延
改良事業部長	逢野一郎	教育長	葛城宗一
改良事業部次長兼 改良総務課長事務取扱	明坂貞士	教育次長	広岡史郎
解放総合センター所長	萩本啓介	管理部長	杉本弘文
病院長	竹林淳	管理部次長	青木孝之
病院事務局長	平野誠蔵	指導部長	高橋貞良
病院事務局次長兼 管理課長事務取扱	藤原光夫	指導部次長	橋本昭夫
水道部長	田中稔	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
水道部理事兼 工務課長事務取扱	福本喬久	選挙管理委員会 局長	岸田秀仁
消防長	松村吉堯	監査委員	久光喜多男
消防本部次長兼 消防署長	湯川行夫	監査事務局 兼公平委員会事務局長	向井洋
用地担当参事、 土地開発公社事務局長	岩井益一	農業委員会事務局長	信田種行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次長	吉田種義
議事係長	西垣宏高
議事係	佐土谷茂一
議事係	山本雅俊

○

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和54年和泉市議会第1回臨時会議日程

(1月17日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期決定について	
3	議案第 1号	工事請負契約締結について(幸団地3期建設工事)	P. 1
4	議案第 2号	工事請負契約締結について(幸第二団地2期建設工事)	P. 3
5	議案第 3号	工事請負契約締結について ((仮称) 和泉市立幸青少年センター整備工事)	P. 5
6	議案第 4号	工事請負契約締結について(和泉市立幸保育園建設工事(建替))	P. 7
7	議案第 5号	工事請負契約締結について((仮称) 旭温泉建設工事)	P. 9
8	議案第 6号	工事請負契約締結について(王子第一団地2期建設工事)	P. 11
9	議案第 7号	財産取得について(市立鶴山台北小学校校舎)	P. 13
10	議案第 8号	財産取得について(市立鶴山台北小学校水泳プール)	P. 15
11	議案第 9号	工事請負契約締結について(市立南松尾小学校改築工事)	P. 17
12	議案第 10号	工事請負契約締結について(市立国府小学校改築工事)	P. 19
13	意見第 1号	高齢者医療保障制度の抜本改革に関する意見書	別紙
14	決議第 1号	有事立法反対決議	別紙
15	請願第 1号	伯太・黒鳥校区「留守家庭子供会」の設置を求める請願	別紙

(午前10時38分開議)

- 議長(横田憲治郎君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様には、新年早々何かとお忙しい中にもかかわらず、多数御出席賜りましたことを、衷心より厚く御礼申し上げます。

それでは、これより昭和54年第1回臨時会を開会いたします。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されております議員さんは23名でございます。竹内議員さんから欠席届が出てございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思われま。現在23名でございます。

- 議長(横田憲治郎君) ただいまの報告どおり、出席議員23名をもちまして議会は成立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(横田憲治郎君) 本日の会議に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、よろしく御了承をお願いいたします。

○

- 議長(横田憲治郎君) この際、市長のあいさつを願います。

(市長あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 開会に当たりまして慎んで新年のごあいさつを申し上げます。改めまして新年明けましておめでとうでございます。旧年中は、市政進展のために格別の御指導と御協力を賜りまして、まことにありがとうございます。本年も、なお一層の御指導と御鞭撻、御協力を心よりお願いを申し上げます。

さて本日、ここに昭和54年和泉市議会第1回臨時会をお願い申し上げましたところ、議員皆様方には、新春早々寒さ厳しき折、なおまた公私何かとお忙しい中にもかかわらず御出席いただき、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

なお、昨年末の第4回定例議会におきましては、議員皆様方に大変御心労を煩わし、衷心から恐縮に存しておる次第でございます。つきましては、本議会に御提案申し上げます議案は、その節の工事請負契約について8件と財産取得について2件、合わせて10件でございます。何とぞ慎重御審議を賜りまして御議決をいただきますようお願い申し上げます。はなはだ簡単でございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうかよろしくをお願い申し上げます。

○ 議長（横田憲治郎君） 市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。本件につきましては、会議規則第108条の規定に基づき、28番・三井正光君、26番・柳瀬美樹君、27番・竹下義章君、以上3名を指名いたします。

○ 議長（横田憲治郎君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、1月17日一日間と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。これによって会期は、1月17日一日間と決定いたします。

○ 議長（横田憲治郎君） 日程第3「工事請負契約締結について」（幸団地3期建設工事）と日程第4「工事請負契約締結について」（幸第2団地2期建設工事）を一括議題といたします。

○ 20番（田中包治君） 日程と議事運営の方法でございますが、御存知のとおり、昨年12月の議会で請負契約については、業者の選定、それにかからんだ問題で非常に混乱したことは事実だと思います。したがって、私たちが考えなくてはならないことは、すでに補正予算、その他は、ほとんど満場一致のかっこうで通っております。したがって、この請負契約については一括上程し、業者、その他の問題について今後どうあるべきかを審議しながらやっていく、議案7号、8号は除き、議案1号から第10号まで一括審議、請負業者の問題、今後の姿勢等々が論議の対象とならなければならないと思います。

私たちが予算を通し、それに基づいて理事者が執行する義務があり、請負契約する。ここまでは手落ちなかったと思います。したがって、選定の問題です。過去、いろいろ業者の選定の問題についてはあったと思います。そういうもろもろの問題も含め、今後、和泉市政として、業者の選定基準についてはどうあるべきかを十分論議し、この問題を解決しなければならないと思います。一議案ずつでは、特定の業者だけの問題になるだろうし、それでは、和泉市の今後の姿勢としてもいけない。業者選定の問題について、あるべき姿勢を正していかなければならない。したがって、私は議事日程の変更を求め、そして一括提案し、業者選定の問題とからめての中で論議することが、議会運営上あるいは議議の進め方の常識ではなかろうかと考えますので、一括審議を当初に提案したいと思います。

○ 議長（横田憲治郎君） 他に。

○ 28番（坂上國治君） 私は、ちょっと田中議員さんと異なるんですが、この中にいろいろむずかしい案件があると思うんです。かねて12月定例会のとき、私、ちょっと質問してあるんで

すけど、この理事者の答弁いかんによって非常にむずかしいと思うんです。いま、田中議員さんから言われた8議案の中には、学校の件も2つ含まれてるんです。そうすると、8つの中で1つでもむずかしいのがあれば、学校も工事でできないという状態になると思います。それで、これは1つずつ慎重審議すべきだと考えるわけでございます。

○ 議長（横田憲治郎君） まず、田中議員から8件の一連の工事請負契約を一括提案、審議の御意見、坂上議員より1つずつ提案、審議の御意見、他に御意見ございませんか。

○ 21番（直村静二君） 先ほど議長から幸団地の工事請負契約2件出されたが、その分についての発言ですね。一括というのは、同じ種類のものであれば一括もいいが、会期を一日とって十分審議していくということなんです。問題は順番に出していただき論議していくのが筋ではないか。議会運営委員会の段取りを聞くと、2つずつとか聞いているんですが、それも一つの方法だと思います。その点では、私も2つずつ出していただき、採決については議案別にやっていただきたい。こういうふうにお取り計らいを願いたいと思います。幸団地についても、仕事の内容はともかく、業者が違うという点もございまして。あとの案件は種類が違います。その点で無理に一括するというのではなく、やはり議運で諮られたように二つずつ出していただき、表決については個々にやっていただく、こういう扱いがいいんじゃないかと提案します。一括上程、審議ということは困るという意見です。

○ 議長（横田憲治郎君） 他に御意見ございませんか。

○ 27番（竹下義章君） 田中議員が先ほど言いました一括提案してもいいんじゃないかと思うんです。そして、まとめる方法は、一つずつ採決する形で進めていく方法がいいんじゃないかと思えます。

○ 議長（横田憲治郎君） お諮りいたします。議事運営の扱いの件でございますので、採決をして……というわけにもいかんと承知いたしますので、議長判断で決めさせていただきたいと存じますので、よろしく御了承のほどをお願いします。

それでは、工事請負契約締結の議案について、日程第3より日程第8、さらに日程第11、第12を一括上程させていただき、採決についてはその都度お願いするということで御審議を煩わしていきたく思いますので、よろしく願いいたします。

○

○ 議長（横田憲治郎君） それでは、日程第8「工事請負契約締結について」（幸団地3期建設工事）より日程第8「工事請負契約締結について（王子第1団地2期建設工事）までと、日程第11「工事請負契約締結について」（市立南松尾小学校改築工事）、日程第12「工事請負契約締結について（市立国府小学校改築工事）」を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第1号

工事請負契約締結について

幸団地3期建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和54年1月17日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 幸団地3期建設工事
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 112,000,000円
5. 契約の相手方 大阪市浪速区浪速町東1丁目8番地の1
株式会社 榎並工務店
代表取締役 榎並 昭
6. 工期 自 昭和 年 月 日(議決の日)
至 昭和54年3月31日
7. 契約保証金 5,600,000円
8. 保証人 大阪府貝塚市鳥羽188番地の1
株式会社 藪内工務店
取締役社長 藪内 豊吉

議案第1号参考資料

幸団地3期建設工事概要

1. 工事場所 和泉市幸町地内
2. 敷地面積 1,828m²
3. 工事種別 新設

4. 構造 ・ 店舗付住宅棟 鉄筋コンクリート造地上3階建 2棟建築
延床面積 851㎡
- 内訳 {
A棟 店舗2戸 住宅4戸
B棟 店舗2戸 住宅6戸
計 店舗4戸 住宅10戸
- ・ 附帯設備 受水槽ポンプ室、自転車置場

議案第2号

工事請負契約締結について

幸第二団地2期建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和54年1月17日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 幸第二団地2期建設工事
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 387,500,000円
5. 契約の相手方 大阪府和泉市旭町37番地の4
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内 務
6. 工期 自 昭和 年 月 日（議決の日）
至 昭和54年3月31日
7. 契約保証金 19,375,000円
8. 保証人 大阪府和泉市府中町3丁目3の19
株式会社 福本工務店
代表取締役 福本 恭一

議案第2号参考資料

幸第二団地2期建設工事概要

1. 工事場所 和泉市幸町地内
2. 敷地面積 3,780 m²
3. 工事種別 新 設
4. 構 造 ・住宅棟 鉄筋コンクリート造地上4階建 3棟建築 住宅48戸
延床面積 3,059 m²
内訳 1棟につき16戸
・附帯設備 受水槽ポンプ室、自転車置場

議案第3号

工事請負契約締結について

(仮称)和泉市立幸青少年センター整備工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和54年1月17日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

1. 契約の目的 (仮称)和泉市立幸青少年センター整備工事
2. 契約者 和泉市長 池 田 忠 雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 211,000,000円
5. 契約の相手方 大阪府和泉市箕形町437-4
小野林建設株式会社
代表取締役 小野林 徳 一
6. 工 期 自 昭和 年 月 日(議決の日)
至 昭和54年3月31日
7. 契約保証金 10,550,000円

8. 保証人 大阪府泉南市信達市場2087
杉本建設株式会社
代表取締役 杉本喜代蔵

議案第3号参考資料

(仮称)和泉市立幸青少年センター整備工事概要

1. 工事場所 和泉市王子町地内
2. 敷地面積
3. 工事種別 改装
4. 構造
 - ・本館棟 鉄筋コンクリート造地上3階建 延床面積 1,892㎡
 - ・体育館棟 鉄骨造平家建 床面積 769㎡以上2棟の改装及び一部増築
 - ・屋外スポーツ施設 運動場の整備

議案第4号

工事請負契約締結について

和泉市立幸保育園建設工事(建替)請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和54年1月17日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 和泉市立幸保育園建設工事(建替)
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 228,000,000円
5. 契約の相手方 大阪府和泉市北田中町219番地
大高建設株式会社
代表取締役 奥野喜八郎

6. 工 期 自 昭 和 年 月 日 (議決の日)
至 昭 和 54年 3 月 31日
7. 契 約 保 証 金 11,400,000円
8. 保 証 人 大阪府和泉市旭町37番地の4
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内 務

議案第4号参考資料

和泉市立幸保育園建設工事(建替)概要

1. 工事場所 和泉市旭町地内
2. 敷地面積 3,286㎡
3. 工事種別 新設
4. 構造 鉄筋コンクリート造 一部2階建 延床面積 1,221㎡
屋外附帯工事、砂場、プール

議案第5号

工事請負契約締結について

(仮称)旭温泉建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和54年1月17日提出

和泉市長 池田 忠雄

1. 契 約 の 目 的 (仮称)旭温泉建設工事
2. 契 約 者 和泉市長 池田 忠雄
3. 入 札 の 方 法 指名競争入札
4. 契 約 金 額 101,100,000円
5. 契 約 の 相 手 方 大阪市浪速区浪速町東1丁目8番地の1
株式会社 榎並工務店
代表取締役 榎並 昭

6. 工 期 自 昭 和 年 月 日 (議決の日)
至 昭 和 54 年 3 月 31 日
7. 契 約 保 証 金 5,055,000 円
8. 保 証 人 大阪府貝塚市鳥羽183番地の1
株式会社 藪内工務店
取締役社長 藪内 豊 吉

議案第5号参考資料

(仮称) 旭温泉建設工事概要

1. 工事場所 和泉市幸町地内
2. 敷地面積 929 m²
3. 工事種別 新 設
4. 構 造 鉄筋コンクリート造平家建 床面積 365 m²
その他附帯工事一式

議案第6号

工事請負契約締結について

王子第一団地2期建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和54年1月17日提出

和泉市長 池田 忠雄

1. 契 約 の 目 的 王子第一団地2期建設工事
2. 契 約 者 和泉市長 池田 忠雄
3. 入 札 の 方 法 指名競争入札
4. 契 約 金 額 262,500,000 円
5. 契 約 の 相 手 方 大阪府和泉市旭町37番地の4
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内 務

6. 工 期 自 昭 和 年 月 日 (議決の日)
至 昭 和 54年 3 月 31日
7. 契 約 保 証 金 13,125,000円
8. 保 証 人 大阪府和泉市北田中町219番地
大高建設株式会社
代表取締役 奥 野 喜八郎

議案第6号参考資料

王子第一団地2期建設工事概要

1. 工事場所 和泉市王子町地内
2. 敷地面積 3,614 m²
3. 工事種別 新 設
4. 構 造 ・ 住 宅 棟 鉄筋コンクリート造地上4階建 2棟建築 住宅32戸
延床面積 1,996 m²
内訳 1棟につき住宅16戸
・ 集会所棟 鉄筋コンクリート造 平家建 床面積 278 m²
・ 附帯設備 受水槽ポンプ室、自転車置場、プレイロット

議案第9号

工事請負契約締結について

市立南松尾小学校改築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和54年1月17日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

1. 契 約 の 目 的 市立南松尾小学校改築工事
2. 契 約 者 和泉市長 池 田 忠 雄
3. 入 札 の 方 法 指名競争入札

4. 契約金額 186,000,000円
5. 契約の相手方 和泉市箕形町437-4
小野林建設株式会社
代表取締役 小野林 徳一
6. 工期 自 昭和 年 月 日 (議決の日)
至 昭和54年7月31日
7. 契約保証金 9,300,000円
8. 保証人 和泉市北田中町219
大高建設株式会社
代表取締役 奥野 喜八郎

議案第9号参考資料

市立南松尾小学校改築工事概要

1. 工事場所 和泉市久井町430
2. 敷地面積 7,242 m²
3. 工事種別 改築
4. 構造 鉄筋コンクリート造2階建
- 規模及び概要 建築床面積 1,054 m² 延床面積 2,114 m²
普通教室 12 理科室 家庭科教室 看護教室 職員室 校長室 放送室
印刷室 更衣室 教材倉庫 用務員室 便所 給食調理室 他
(電気設備工事、給排水衛生設備工事は別途)

議案第10号

工事請負契約締結について

市立国府小学校改築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和54年1月17日提出

和泉市長 池田 忠雄

1. 契約の目的 市立国府小学校改築工事
2. 契約者 和泉市長 池田 忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 172,500,000円
5. 契約の相手方 和泉市府中町 3-3-19
6. 株式会社 福本工務店
代表取締役 福本 恭一
6. 工期 自 昭和 年 月 日 (議決の日)
至 昭和 54年 7月 15日
7. 契約保証金 8,625,000円
8. 保証人 貝塚市窪田 289
中西建設株式会社
取締役社長 中西 義雄

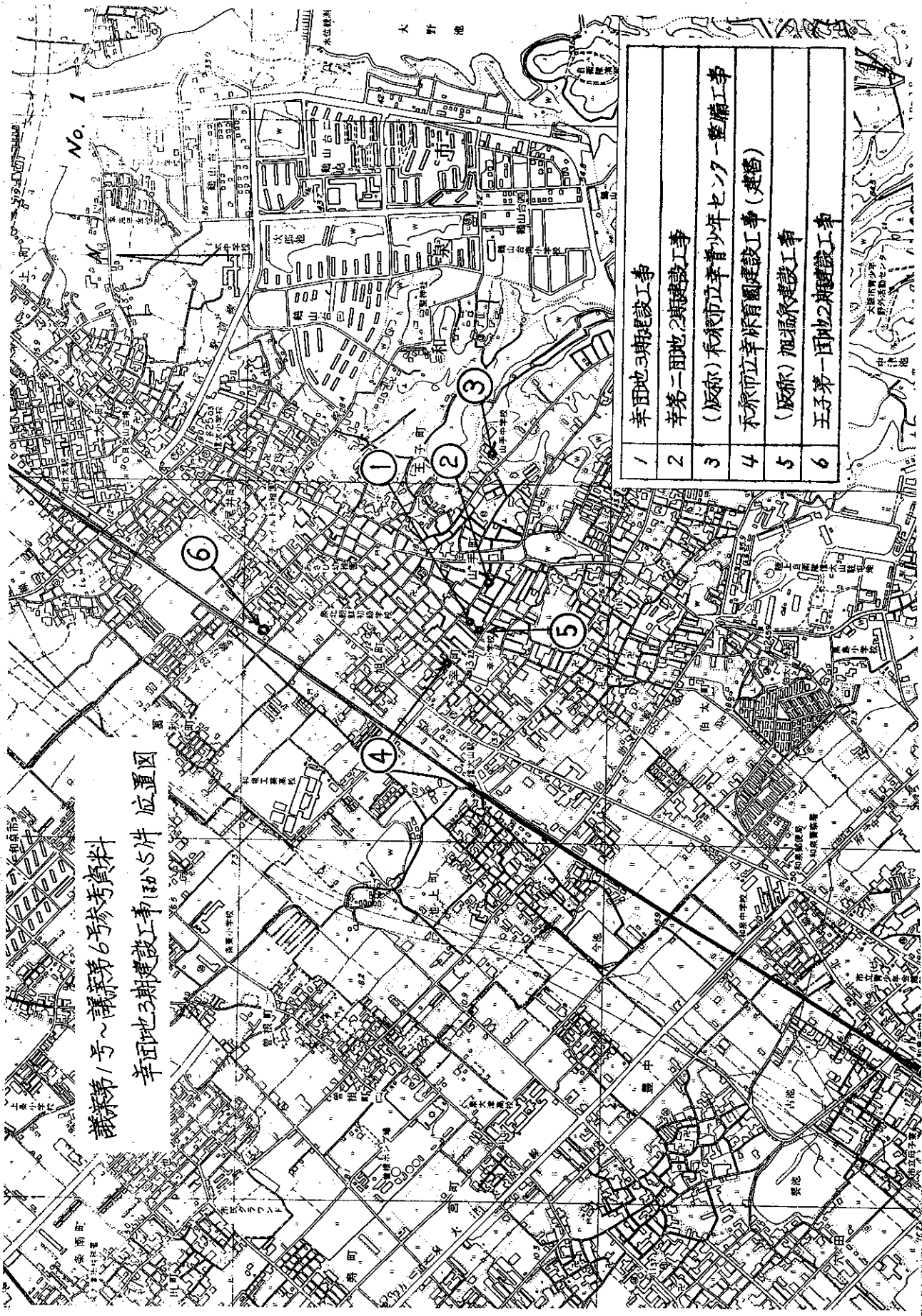
議案第10号参考資料

市立国府小学校改築工事概要

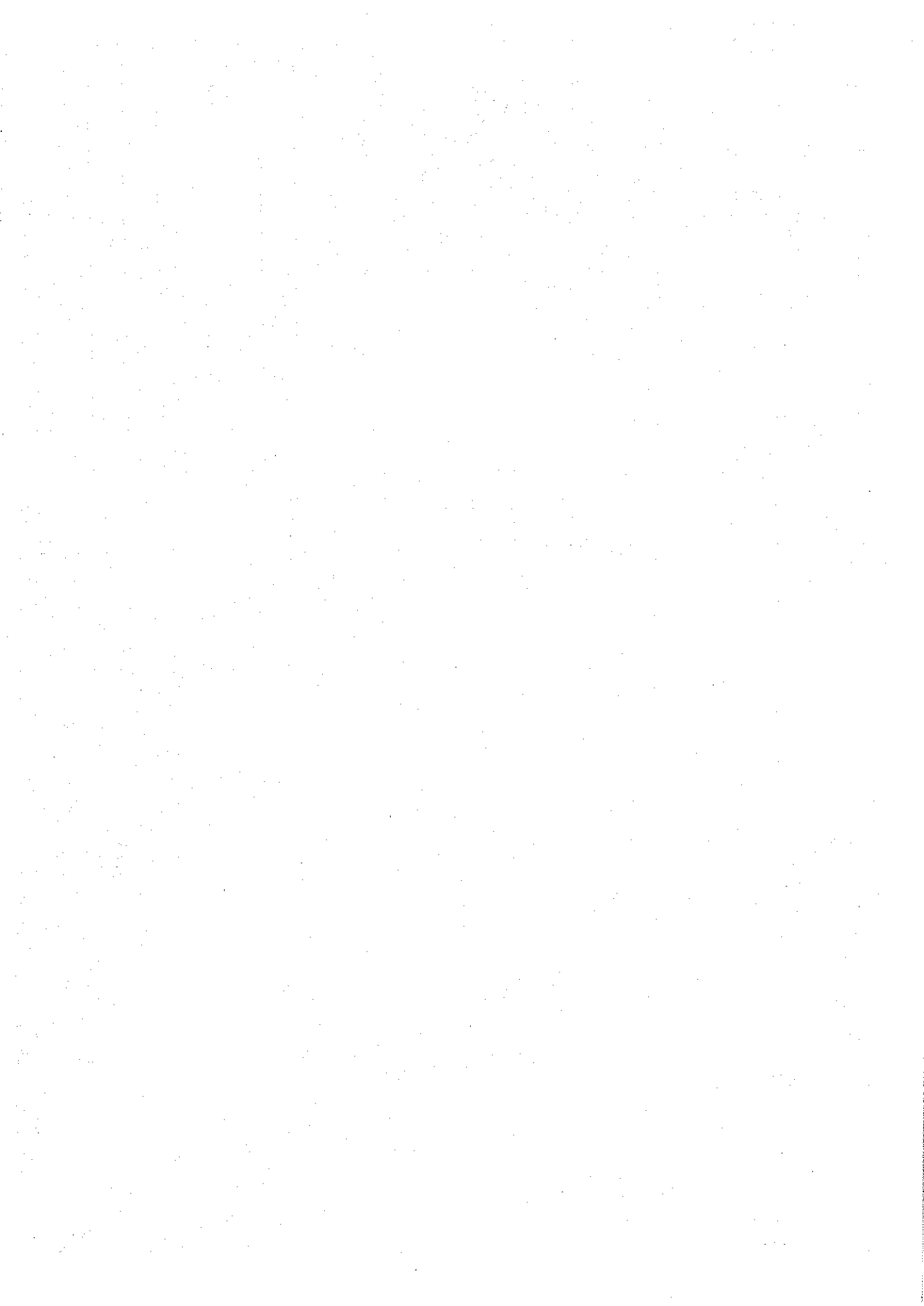
1. 工事場所 和泉市府中町 2-5-20
2. 敷地面積 15,127 m²
3. 工事種別 改築
4. 構造及び規模
 - ① 教室棟 鉄筋コンクリート造 3階建 延床面積 1,047 m²
普通教室 9 便所 倉庫
 - ② 特別教室棟 鉄筋コンクリート造 2階建 延床面積 717 m²
家庭科教室 図書室 養護教室 普通教室 2 便所
 - ③ 渡廊下 受水槽 合併処理槽躯体工事

議案第1号~議案第6号参考資料

幸田地3期建設工事(仮称)位置図



1	幸田地3期建設工事
2	幸第一団地2期建設工事
3	(仮称)和歌市立幸青少年センター整備工事
4	和歌市立幸保育園建設工事(建前)
5	(仮称)旭温泉建設工事
6	王子第一団地2期建設工事



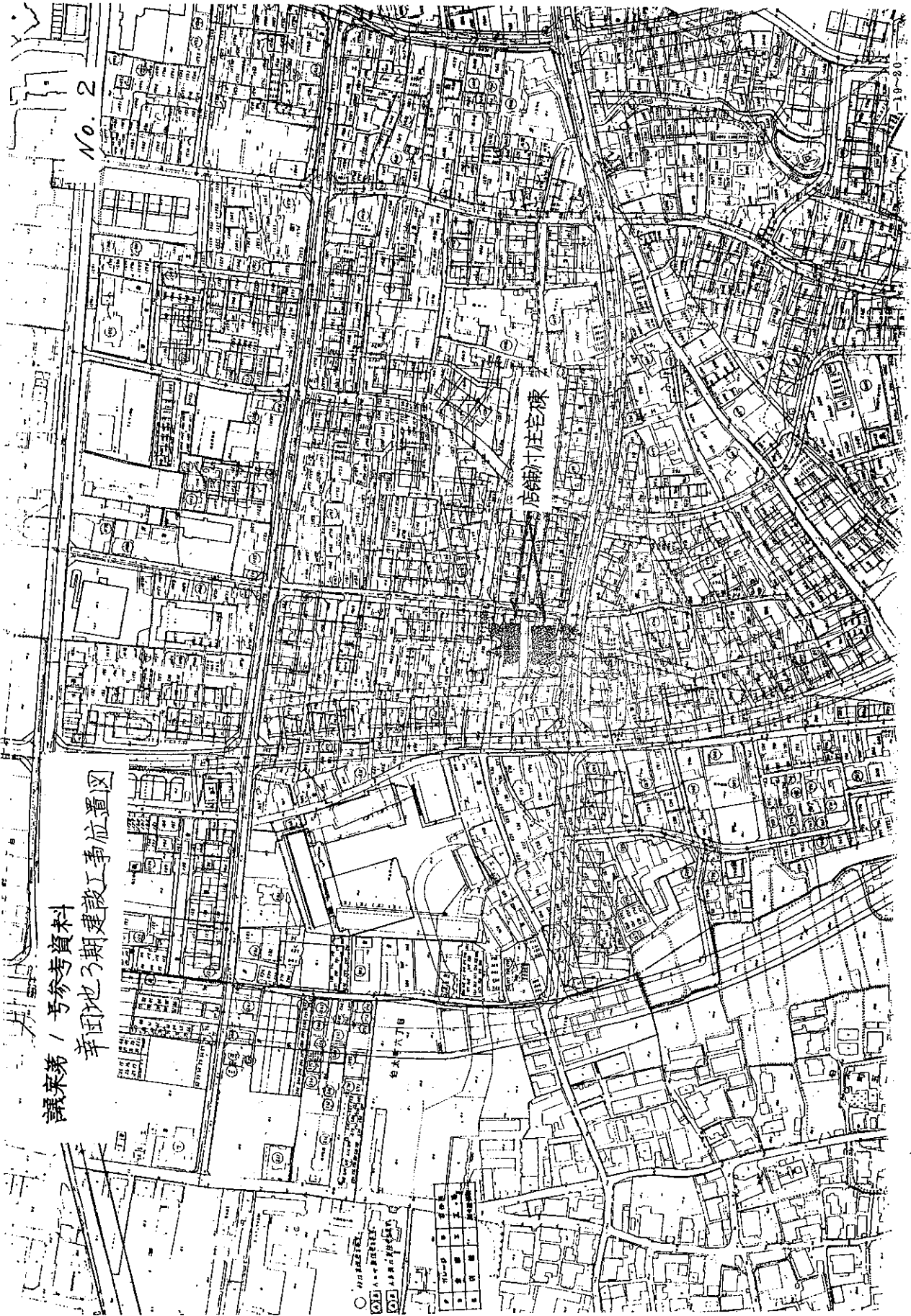
課案第 1 号参考資料

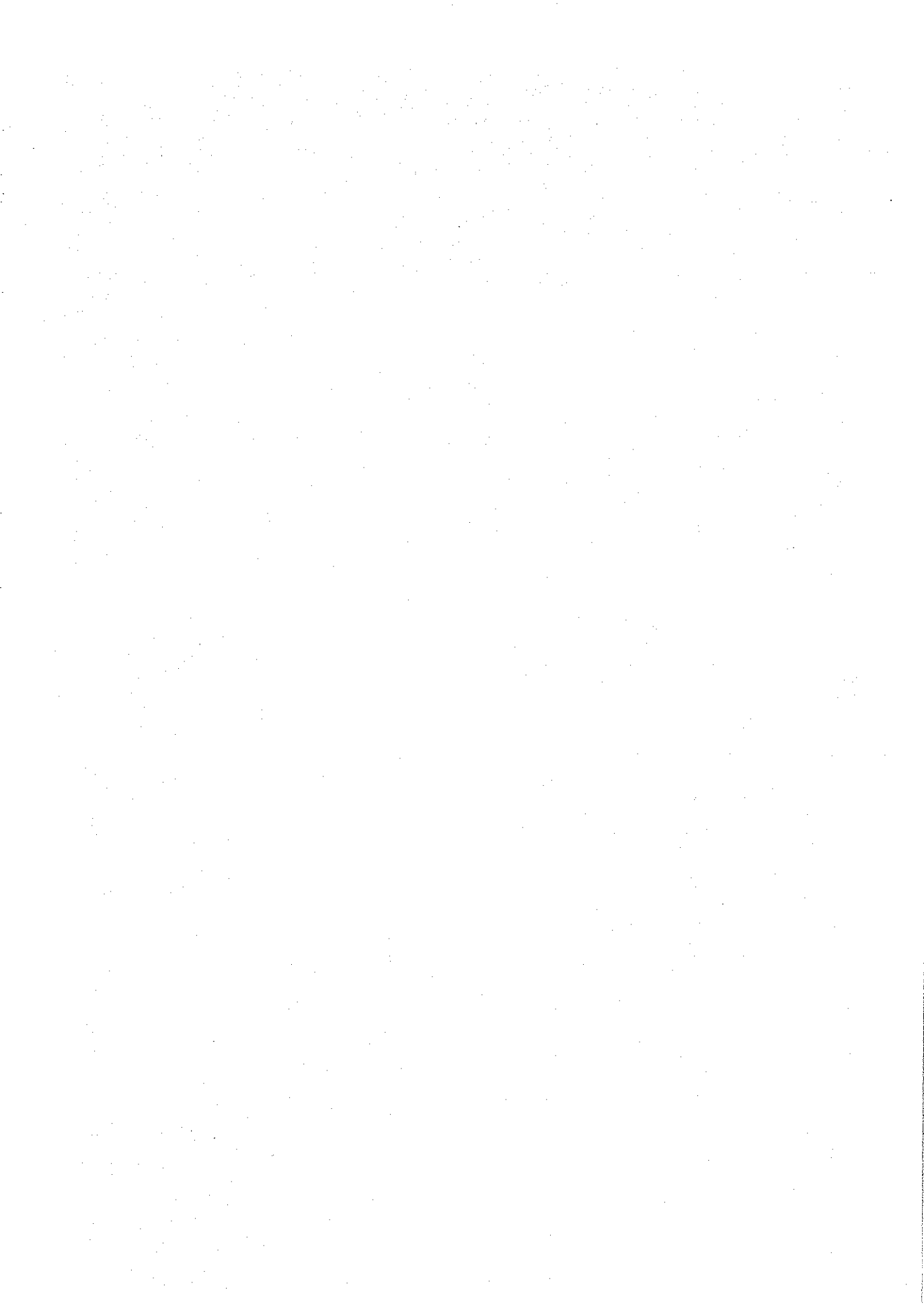
辛田池の建設工事位置図

No. 2

店鋪住宅棟

19-20





議案第2号参考資料

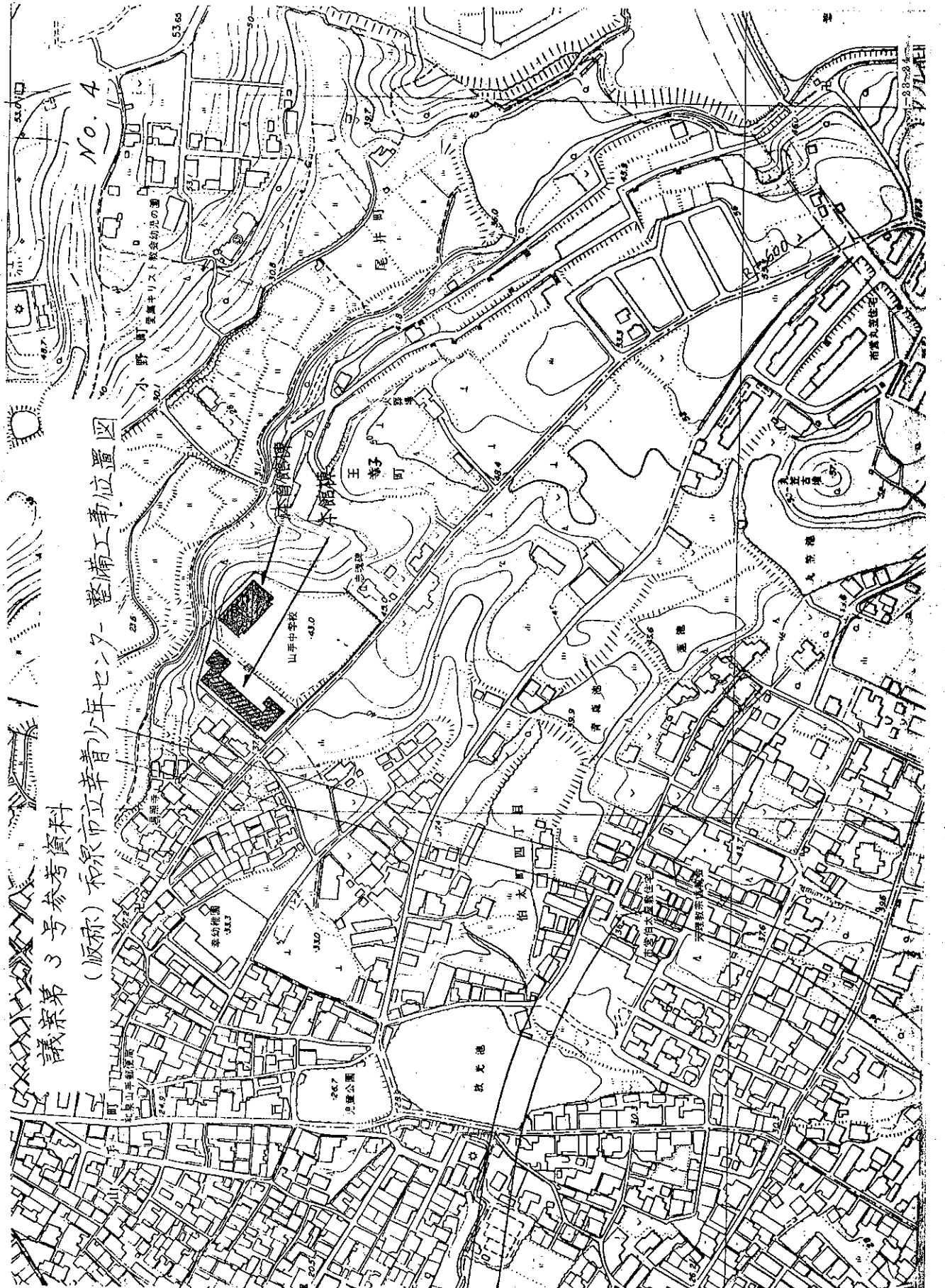
幸第二団地之期建設工事位置圖

No. 3

○ 建設中
● 完成
○ 完成予定
○ 完成予定
○ 完成予定

菟池





No. 4

議案第 3 号 参考資料
 (仮称) 和泉市立若年セブ 整備工事位置図

議案第 3 号 参考資料

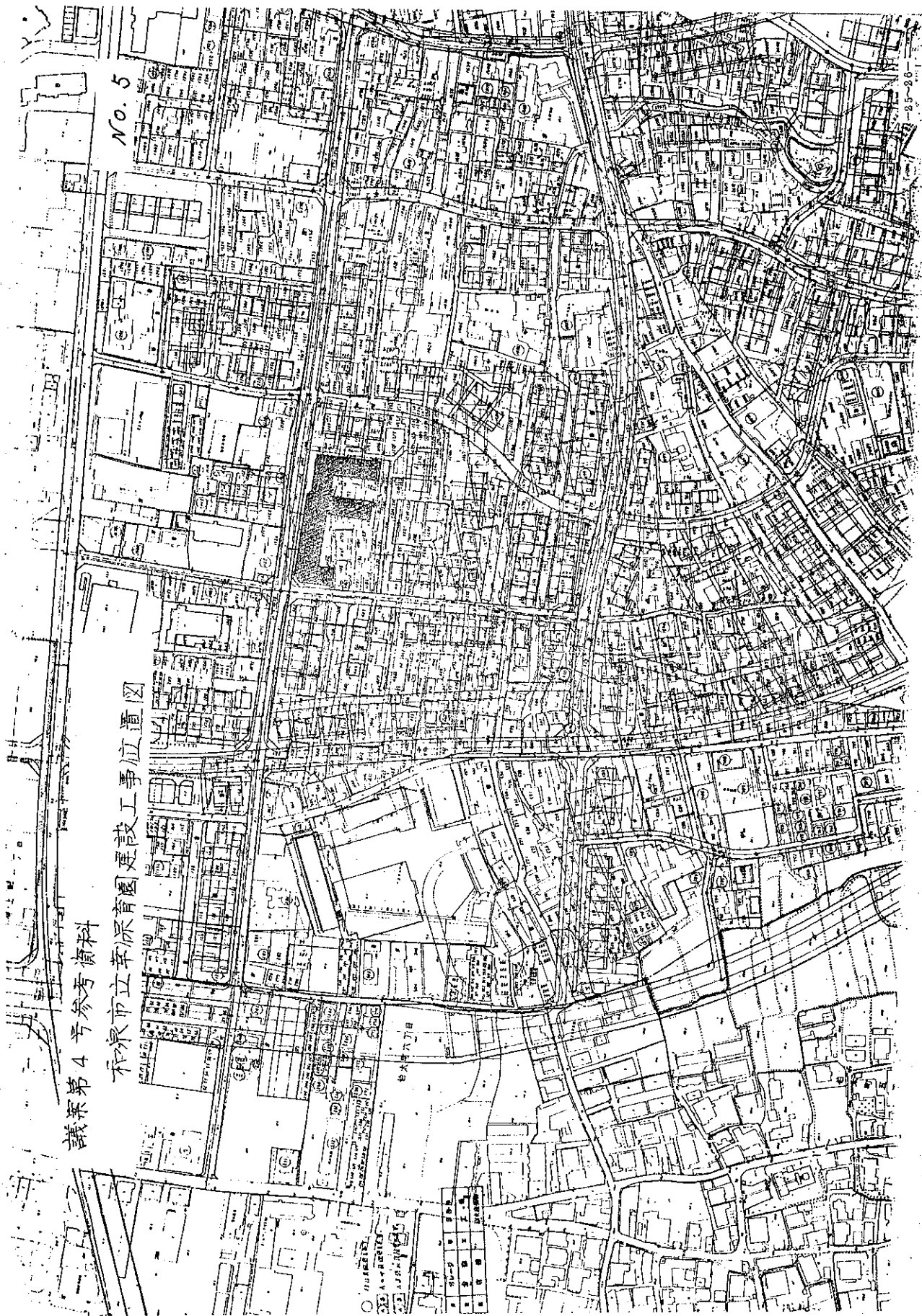
和泉市立若年セブ整備工事位置図

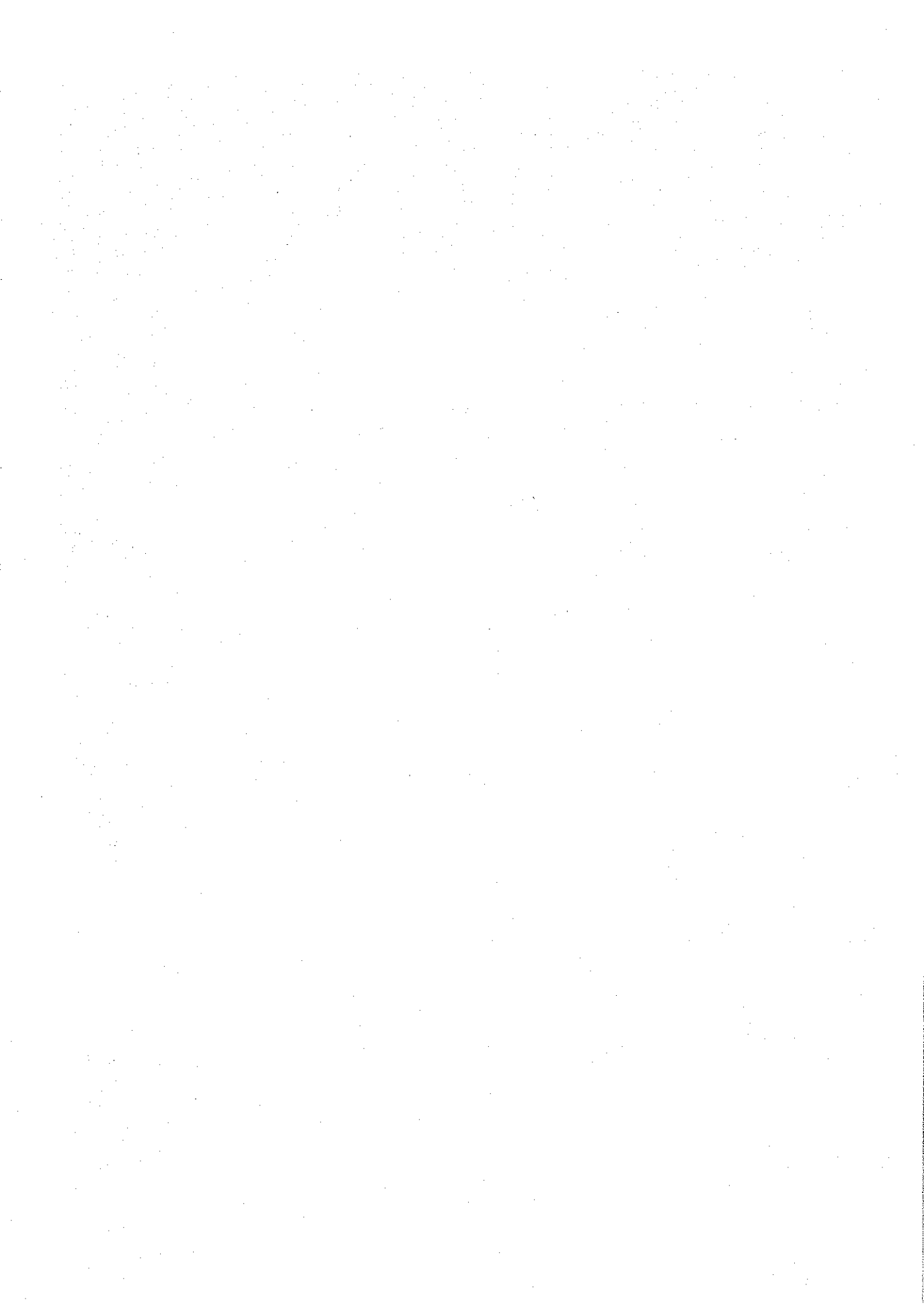
議案第4号参考資料

和泉市立辛深保育園建設工事位置圖

No. 5

35-28

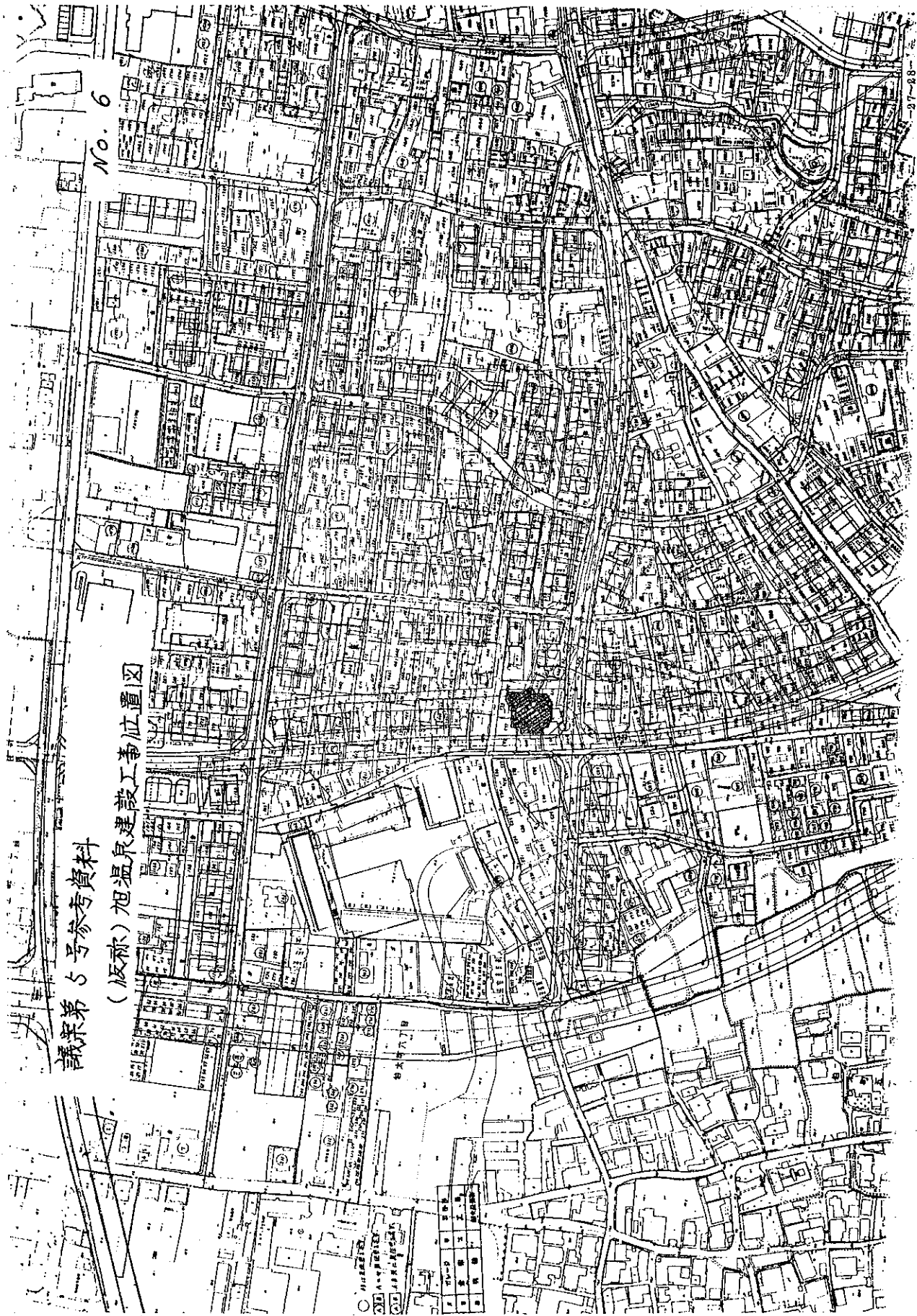




議案第5号参考資料

(仮称)旭温泉建設工事位置図

No. 6



27-28

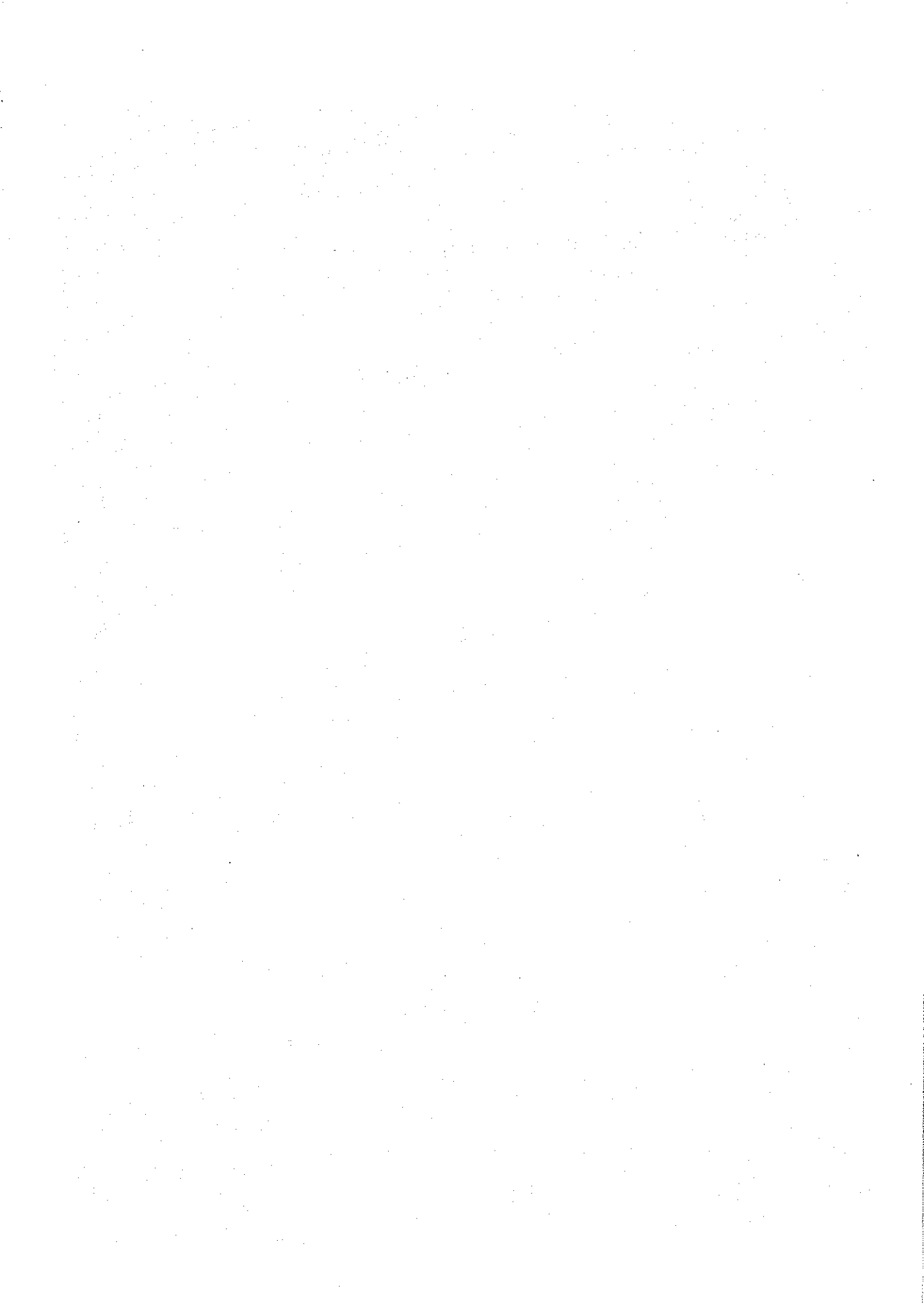
議案第 6 号 参考資料

王子第一団地二期建設工事位置図

No. 7



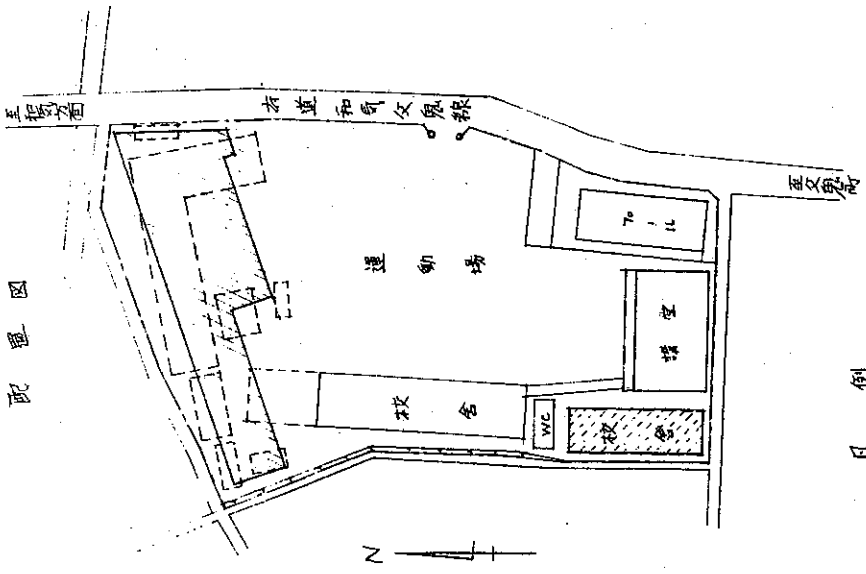
-29-30-



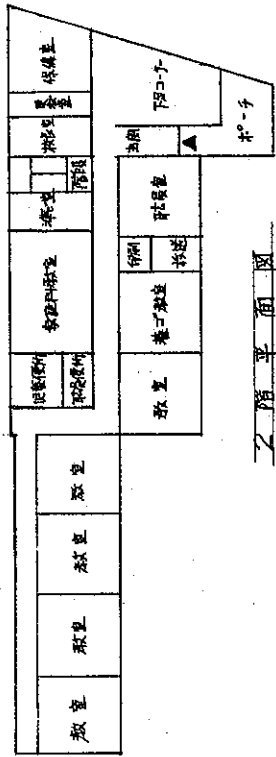
議案第9号参考資料

市立南極小学校改築事業概要図

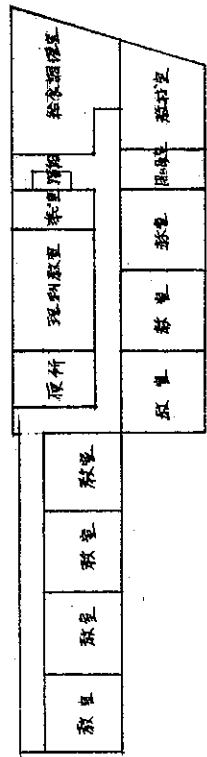
配置図



改築校舎 鉄筋工以テ建造ニ階建建面積 2,114 M²



二階平面図



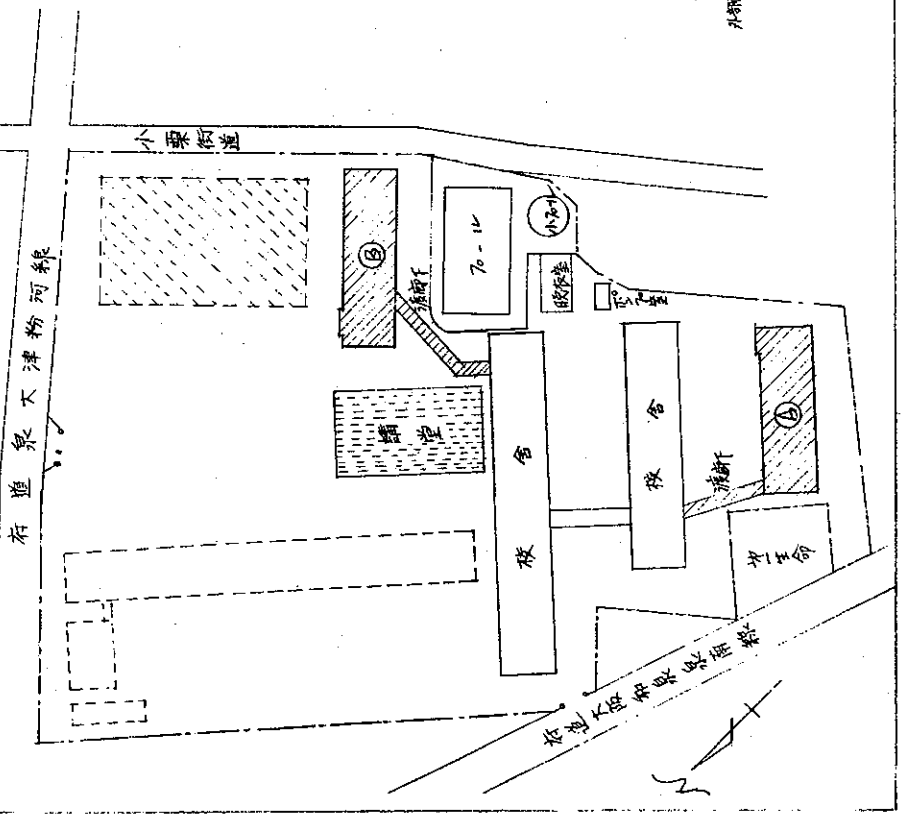
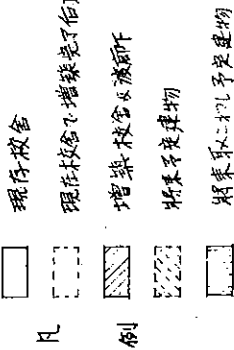
一階平面図

- 凡例
- 現在の校舎等で存続せしむる建物
 - 従来の校舎等で取りわかれた建物
 - 新築する建物
 - 現在の校舎で取りわかれた校舎の建物

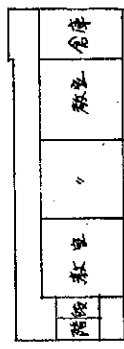
議案第10号参考資料

市立國在小学校改築事業概要圖

- ④ 教室棟 鐵筋コンクリート造三階建 延面積 10,477㎡
- ⑤ 朔殿棟 鐵筋コンクリート造二階建 延面積 7,477㎡

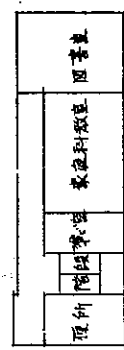


④ 種平面図

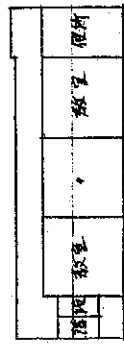


3 F

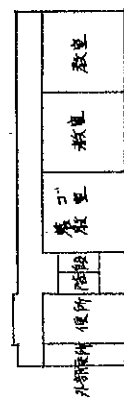
⑤ 種平面図



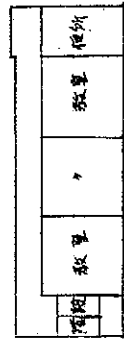
2 F



2 F



1 F



1 F

○ 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 改良事業部長（逢野一郎君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第1号から第6号までの「工事請負契約締結について」の提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

まず、議案第1号につきましては、環境改善整備事業の一環として建設しようとする幸団地3期建設工事で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

その内容は、契約金額112,000,000円、契約の相手方は、大阪市浪速区浪速町東1丁目8番地の1、株式会社榎並工務店、代表取締役榎並昭と契約しようとするものでございます。工期につきましては、御議決の日から昭和54年3月31日までといたしたく存じます。

工事場所は幸会館の北側、敷地面積1,323㎡、構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上3階建2棟で、建築延床面積851㎡で、住宅10戸、店舗4戸でございます。

なお、工事概要等につきましては、参考資料のとおりでございます。

引き続きまして、議案第2号「工事請負契約締結について」の提案理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

本件も、環境改善整備事業の一環として建設しようとする幸第二団地2期建設工事で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

内容につきましては、契約金額387,500,000円で、契約の相手方は、和泉市旭町37番地の4、株式会社竹内建設、代表取締役竹内務と契約しようとするものでございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和54年3月31日までといたしたく存じます。

工事場所は空池公園西側で、敷地面積3,780㎡、構造及び規模は、鉄筋コンクリート造り地上4階建3棟、延床面積3,059㎡で、住宅48戸でございます。

なお、工事概要等につきましては、参考資料のとおりでございます。

引き続きまして、議案第3号「工事請負契約締結について」の提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本件も、環境改善整備事業の一環として、青少年の体力向上を目的に行おうとする（仮称）和泉市立幸青少年センター整備工事で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

その内容は、契約金額211,000,000円で、契約の相手方は、和泉市箕形町437-4、小野林建設株式会社、代表取締役小野林徳一と契約しようとするものでございます。工期につきましては、御議決の日から昭和54年3月31日までといたしたく存じます。

場所につきましては、旧山手中学校の本館と体育館とグラウンドを整備しようとするものでございます。

なお、概要等につきましては、参考資料のとおりでございます。

引き続きまして、議案第4号「工事請負契約締結について」の提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、都市計画道路の池上下宮線の計画により建てかえをしようとする和泉市立幸保育園建設工事で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

その内容は、契約金額 228,000,000 円で、契約の相手方は、和泉市北田中町 219 番地、大高建設株式会社、代表取締役奥野喜八郎と契約しようとするものでございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和 54 年 3 月 31 日までといたしたく存じます。

工事場所は、和泉市旭町 178 番地、現在の診療所東側の上平街道沿いで敷地面積 3,286 ㎡、構造及び規模は、鉄筋コンクリート造平家建一部 2 階建、建築延面積 1,221 ㎡でございます。

なお、工事概要等につきましては、参考資料のとおりでございます。

引き続きまして、議案第5号「工事請負契約締結について」の提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

かねてから予定いたしておりました（仮称）旭温泉建設工事で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

その内容は、契約金額 101,100,000 円で、契約の相手方は、大阪市浪速区浪速町東1丁目8番地の1、株式会社榎並工務店、代表取締役榎並昭と契約しようとするものでございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和 54 年 3 月 31 日までといたしたく存じます。

工事場所につきましては、現在の旭温泉の向かい側で、敷地面積 929 ㎡、構造及び規模は、鉄筋コンクリート造平家建、床面積 365 ㎡でございます。

なお、工事概要等につきましては、参考資料のとおりでございます。

引き続きまして、議案第6号「工事請負契約締結について」の提案理由並びにその内容を説明申し上げます。

本件も、環境改善整備事業の一環として建設しようとする王子第一団地 2 期建設工事で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

その内容は、契約金額 262,500,000 円で、契約の相手方は、和泉市旭町 37 番地の 4、

株式会社竹内建設、代表取締役竹内務と契約しようとするものでございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和54年3月31日までといたしたく存じます。

工事場所は、和泉第一団地北側、東側線沿いで、敷地面積3,614㎡、構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上4階建2棟で建築延床面積1,996㎡、住宅82戸でございます。

なお、工事概要等につきましては、参考資料のとおりでございます。

以上、簡単でございますが、よろしく御審議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（横田憲治郎君） 続いて林参与。
- 参与（林 徳次君） 引き続きまして、議案第9号、第10号につきまして、私から提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

まず、議案第9号「工事請負契約締結について」内容を御説明申し上げます。

本件は、市立南松尾小学校の木造校舎が危険校舎として認定されましたので、昭和53年度から54年度にかけての事業として改築をしようとするものでございます。

契約の内容につきましては、指名競争入札の結果、契約金額186,000,000円、契約の相手方は、市内箕形町の小野林建設株式会社、代表取締役小野林徳一でございます。工期につきましては、御議決の日から昭和54年7月31日までを予定いたしております。

なお、保証人、保証金は、記載のとおりでございます。

工事概要につきましては、18ページ及び別件図面のとおり、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積2,114㎡、主な内容といたしましては、普通教室12室を初め、職員室、特別教室、管理関係諸室等でございます。

引き続きまして、議案第10号でございます。本件は、市立国府小学校の木造校舎が同じく危険校舎としての認定を受けましたので、昭和53年度から54年度にかけての事業として改築を行おうとするものでございます。

契約内容は、指名競争入札の結果、契約金額172,500,000円、契約の相手方は、市内府中町3丁目、福本工務店、代表取締役福本恭一でございます。工期は、御議決の日から昭和54年7月15日までといたしたく存じております。

なお、保証人、保証金は、記載のとおりでございます。

工事概要につきましては、お手元の参考資料のとおりでございます。鉄筋校舎2棟ございまして、うちA棟につきましては、鉄筋コンクリート造3階建、延床面積1,047㎡、B棟は、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積717㎡で、普通教室を初め、特別教室、その他付属施設でございます。

以上、簡単でございますが、2議案の説明を終ります。よろしく御審議の上、原案どおり可決決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（横田憲治郎君） 本8議案について質疑、御意見ありませんか。
- 28番（坂上國治君） いま、提案理由の説明を聞いたわけでございますけれども、1号から6号までは、すべて工期が54年3月31日までとなっているのですが、これがすべてこの期日までにでき上がるのかどうか、恐らくむずかしいのじゃないかと思うんです。これについては、この工期までにでき上がらない場合は、業者から幾らかの罰金というか、何かがあるんですね、そこから辺について、勉強不足でわかりませんが、この工期内でできなければ、必ずそうしたものは取るんだということだと思っておりますが、間違いないですね。その点をはっきりしておいてもらわんと、12月議案に提案したが、こういうことになって1月の臨時議会を開いた。そのためにこうなったとなると、煩わしい問題が出てきますので、まず、その点を聞いておきたいと思うんです。
- 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。
- 改良事業部長（逢野一郎君） ただいま御質問いただきました工期につきまして、私から御回答申し上げます。

御指摘のように、現時点から3月31日までの完成については、非常に至難な要素がございます。しかし本6件につきましては、いずれも補助建設事業でございますので、一応補助金の関係上、3月31日という一つの期限をお願いいたしたく思っているわけでございます。実質的には、やはり、後日、工期の変更等も含めてお願いしたい要素がございますので、その点ひとつ御了承をお願いしたいと思います。

- 28番（坂上國治君） いまの答弁では、この議案は形式的に出してるのか。私どもは、この議案について審議していくわけでございますので、ここらをはっきりしてもらわんと、後で期限を変るとかどうかでは、こんなもん審議できませんよ。

先ほど申し上げたように、その期限までに完了できない場合、こうだ、ああだという規定があるんでしょう。市長、お答えしてほしいのですが、この日までにできない場合はこうだと決めてもらわんと、後日変更するような議案の審議は、われわれは真っ平御免ですよ。そんな議案はいままで審議したことはありませんよ。市長からはっきり答弁してください。

- 改良事業部長（逢野一郎君） 御指摘の工期につきましては、当然、実質的には、6カ月ないし7カ月の工期を要するわけでございます。しかし先ほど申し上げましたように、補助事業でございますので、そういう書類的な要素も含みましてお願いしとるわけでございますので、その点ひとつ御了解をお願いしたいと思います。

- 28番（坂上國治君） 何遍言うていただいても同じ答弁です。それで市長答弁願いたいとい

うんですが、しからは、工期がそれだけかかるということがわかっておるんなら、もっと早い目に、この工期に間に合うように入札したらよかったんと違うんですか。ただ、単に名目だけ8月31日と決めつけて、議案として出してきている。現実はその時点ででき上がらんことがわかっておりながら、この6号までの議案の中に、ただの一つだけでもむずかしいのに、複数の仕事を取ってある業者があります。こらがよけい問題ですよ。私は、一つだけでもその工期に間に合いくいだろうと思ってるわけでございますけれども、にもかかわらず、複数の工事を落札されてある。となると、非常に問題があると思うんです。

だから、これについては、この8月31日までと決めていくなれば、当然、その工期におくれたときには罰則の規定が絶対あると思うんです。その罰則の規定にはっきりとのっとなっていくんだという姿勢があるのかどうか。あるいはまた、いま、逢野部長に聞いた範囲では、できれば後日、期限を延ばしたいというあいまいな答弁ですので、この議案どおりにわれわれは審議してええのか、後日、日延べすることを見込んでいくのか、はっきりしてもらわんとね。単に隣組の常会やない、やはり議会で議案の審議をしてるんですからね、そこらをはっきりしてくださいよ。

○ 助役（坂口礼之助） お答え申し上げます。

御指摘いただいております点につきましては、御趣旨は十分わかるわけでございます。非常に苦しい答弁になるんですけど、先ほどから改良部長からお答えしておりますように、実質的にあと2ヶ月余で、これだけのボリュームのある工事が完成することは物理的にもむずかしいことは、議員の皆さん方も御承知のとおりだと思います。われわれもそのように理解しておるわけなんです。

しかし、補助金制度というものが非常に複雑な組織になっておりまして、一応、53年度で補助対象になっておる関係上、まず、第一段階での工期は、年度内ということにしなければならぬことに縛られておるわけです。工期内に完成できない場合には、いわゆる工事の進捗状況等を勘案していただき、工期の変更、いわゆる事業予算の繰り越しと、まことにいろいろとその事業の内容によりまして、8月末に事業繰り越し、予算繰り越し等の御報告を申し上げ、御議決をいただいておりますが、そのような手続を踏まざるを得ないという実態がございます。その点、非常に議案の中身と理屈が合わないということではまことに恐縮でございますけれども、そうした現在の国の補助あるいは府補助のシステムがそうなっておりますので、その点ひとつ曲げて御了解を賜りたい、このように思います。

実質工期につきましては、先ほど、改良部長からも御説明申し上げておりますように、竣工の時期は、やはり6カ月ないし7カ月を要することは事実でございますので、それらの実態の中では、先ほど議員さんから御指摘ございましたように、いわば工期が遅延することによって罰金等

は非常に取りにくい。御承知のとおり、業者側の責任において工期が遅延したとか、そういう相手方の理由によって工期がおくれたという事態ではございませんので、非常に心苦しいこととございますが、これが実態でございますので、その点ひとつ重ねて御理解を賜りたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

- 28番(坂上國治君) いまの助役の答弁では、やむを得ないということのようですけど、しからは、12月議会で提案され、その時点でこれが済んでおっても、5・6カ月ということになると間に合わないわけでしょう。12月に出たときから、これは形式的であると言えるわけですね。和泉市の行政は、何もかもこういうことをやってるから、現在のような行き詰まりというものがかかるわけです。この建物についてはどのくらいかかるかは、専門の建設部の方でいろいろやられてると思うんです。せやから、大体やれる時期を見定めて、その時期に発注するということにしてもらわないと、こんなはっきりわかり切ったこと、私がいま質問したら、あんたの方から答弁があったので、黙ってこれを先にしたらどないなってるんですか。当然、そういう規定があるんなら、規定に基づいてやるんかいな、ということになると思うんです。そこら辺が非常に理事者のずるさというか、私はあると思うんです。監督官庁はこれで認めるんですか。
- 助役(坂口 禮之助君) 監督官庁が認めるかということでございますが、いわゆる現在のそうした補助金システムにつきましては、年度内に工期を決定するということになってございますので、年度がきまして、工事の進捗状況等の実態を報告申し上げまして、そして、予算の次年度への繰り越し、いわゆる明許繰越の許可を得て、次年度で引き続いてその工事を施行させていただく、こういうシステムになってございます。
- 28番(坂上國治君) そうすると、条例で決めてある罰則規定等は死んでるというわけですね。
- 助役(坂口禮之助君) 先ほど申し上げましたように、いわゆる罰金というか、そういう形でいただく場合は、これは工事の契約締結の状況、いまの時点で締結をお願いしておりますので、その規定には当てはまらない、いわゆる契約の相手方の怠慢というか、あるいは工事が非常に雑でやり直しさせたということのために工事が遅延したという場合には、過料をいただくという内容になっておるわけなんです。規則で決めております。
したがって、今回のような事例は、当然、2カ月や3カ月では完成できないことがわかっておる中で、一定の形式上の補助金等の関係でやむなく3月31日までといたしてございますので、それで反則金とか過料を取ることはできない。このように思っております。そのように扱ってまいりたいと思っております。
- 28番(坂上國治君) わからんこともないんです。しかし、そうなってくると、この議案は

来年度のことまで見込んでない。これに書かれてあるように、3月31日までにやるんだということで審議してるんでしょう。3月31日以降になったら、この議案から見たらおくれるんでしょう。それで、もし発注する方がおくれ、業者がおくれたのでない場合、この規定から外れるというようなことがあるんですか、私は、恐らくそんなものはないと思うんです。

だから、この審議する前に、この議案にそういうことは書けないと思うので、別紙で添えてこうやと、質問されるまでもなく、だから、こうしてほしいということぐらいしてしかるべきやと思う。このまま何にも言わなんたら、このまますうっといったらええ、議員をごまかすぐらいわけはない、あんた方、いつもそう思うてる。いつでもこんな状態です。

私はくどくど何回も言いますが、25人の議員は、市民から選ばれ、市民の代弁者として出てきてるんです。この人らにはっきりせないかん。あんた方がいままでやってきた議会軽視でなく、もうちょっと議員、議会ということも十分考えていただいたら、ここへ一枚ぐらい紙はさんで書くことぐらい当然やと思う。

意見として終わります。

○ 議長（横田憲治郎君） 他に。

○ 20番（田中包治君） いつも問題になるんですが、建築業者には、いわゆるA級とかB級とかあるらしいですが、われわれは全然わからないんですが、A級ならどういう資格を持ち、どれぐらいの資本金、あるいはどういう人員構成か、建設業者なら一級何名、二級何名と、一応はあると思う。そういうシステムが当然なくてはならないと思うんですが、こういう問題は一体どうなっておるのか。

それからもう一点、建設課に聞きたいが、工事をやると、市内業者は後始末はしない、近所の山なんかに残土をほかす、こういう指導監督とかはどういうふうにやってるのかということです。

もう一つ、この間からよく聞くんですが、3カ月間の執行停止ですが、それはわかるのですが、きょう議決し、事件が発生して3カ月後に解除したら何にもならない。仕事が全部終わってから、市の関係者の残務が終わってからの3カ月であるのか、泉北環境も同じやと思いますが、ここらが非常に微妙な問題やと思うんです。全然痛くもかゆくもない停止ならせん方がましやと思う。

そういうことと、ややもすれば、議員の私たちがこうやって質問すると、家に業者から電話がかかってきたり、いろいろあるわけですが、こういう取り扱いに対する処分はどう考えてるのか。ここらを詳しくデータの的に出していきたいと思います。

○ 議長（横田憲治郎君） 答弁。

○ 参与（林 徳次君） お答えいたします。

まず第一点は、業者の格づけの問題に関します御質問だと存じます。本市の場合の業者格づけ

につきましては、設備業者、その他いろいろ種別がございますが、4ランク制ですが、市内業者だけに限りましては数が少のうございまして、Aランク該当はなく、B、C、D、3ランクでございまして、それ以上の細分化はできない実態でございます。

それから、建築関係業者の有資格者の問題でございます。確かに土木技術者と違い、建築技術者は、一級、二級の国家試験がございますが、さだかなそういう資格者がおるかどうか、あるいは一級と二級の取り扱いを、それぞれランキングの上位の業者に求めているかという御意見でございます。確かにより熟練度の高い技術者がおるほど、現場では安心といったことがございます。ただ、現在の市内業者の実態、たとえばBランクは一級建築士がおらなければならない、といった規制は、現実にはむずかしい点がございます。したがって、そういった規制は、現在のところいたしておりません。極力、市内業者育成といった見地から、技術の研修、技術者の養成という行政指導の範囲でしかタッチできないという、いままでの取り扱ってきた程度でございます。

もちろん、本市の建築課あるいは改良事業部の工事課には、一応、一級建築士がそれぞれ2名おり、二級建築士も数名おります。それらが現場の直接の管理監督に当たるわけでございまして、そういった現場の折衝を通じまして、資格あるいは技術指導面における不手際、ミスのないように強化してまいりたいと考えております。

第二点の工事の後片づけ、特に市内の業者が至るところで残土処分とか建築廃材等の処理に困って不手際なことをし、迷惑をかけておる実態があるということは従来からお聞きをしております。大変申しわけなく存じております。ただいま申し上げましたように、現場の監督はもちろん、そういった不行き届きな行為をした業者の責任とはいいいながらも、市民に対しましては、市の発注工事から生じたものでございますので、現場の管理監督の責任は建設部にございます以上、私どもの責任でございます。

今後、現場の管理監督に当たりましては、特に廃材、残土の処分、この2点につきましては、的確な届け出等も現在まで受けておりますが、後届け出のしっぱなしで、届け出どおりの場所へその経路で捨てられておるかどうか、追跡調査されてないことによってこういった問題が生じてるやに存じます。今後とも市民に迷惑のかけることのないよう、できるだけ現場監督職員を督促いたしまして、特に廃材、残土の処理は届け出どおりにやっていると確認させていきたいと存じます。そういうことによって、御指摘のような被害をなくしていきたいと考えております。

それから、三点目の指名停止の件に関しまして、具体的な御意見がございました。工事発注のものが終わってから3カ月とか6カ月とかにしないと実質的な戒めにならないかという御趣旨ではないかと存じます。現在、市が取り扱っております指名停止要綱のやり方はいささか御指摘の形とは内容が違うわけでございます。その概要を御説明申し上げますと、事実発生をポイントに、

新聞、テレビ等、マスコミの報道によりましてまず指名停止、それからやや確実と申しますか、起訴という形を確認いたしまして何カ月、合わせて拘留期間が大体三週間程度あると聞いておりますが、それを合わせての指名停止と結果的に相なるわけでございます。

御指摘のように、たまたまその業者が本市からの受注があって消化中でございますと痛くもかゆくもない、これは私もそう存じます。ただ、結果論ですが、受注零といった場合もございます。今回のように不祥事が三件も市内業者同時に発生した場合、一つの基準で取り扱っておるということで御指摘の結果が生じたわけでございます。

以上が、指名停止期間の発生のポイントの取り扱いに関します取り扱いの現状でございます。御指摘に対します私どもの考え方でございます。今後、そういった点も含めて検討してまいりたいと存じます。

最後に、議員さん一言ございましたが、いろいろ発言に対して不行き届きな電話とかの行為があった場合は処分できるのかという点は、全くそういう行為で制約を受けるということではなく、いわゆる議員さん方の活動の自由と申しますか、基本が侵されることは、重大な問題と考えます。今後ともそういった事態のないよう、もちろん市内には、市内業者の業界もございまして、そういったところを通じて、こういった事実のあるなしにかかわらず呼びかけ、厳しく行政指導をやってまいりたいと存じます。

以上、四点についてお答えいたします。

- 20番(田中包治君) いまの答弁を聞いててあほらしくても言えないんですが、いかに理事者と業者が密着しておるかということですね。いやしくも、やはり公金で二億も四億もの工事をするのに、建築士もおらんようなものがB級だと、こういう話は常識的に通りまっか。また、建築課におるという話やけど、建築課はそれ相応の業務を持ってるんでしょ、全然持ってないんですか、そこらも私はわからない。

それから、保証の問題があるから、資本金の問題も論議しなければならない。また、従業員が8名とか10名とかの話ではないと思いますが、ここのポイントも考えなくてはならないと思います。そういう基準が何もない。一応、〇にしましょか、ということでどうなるかということです。そんなでたらめな基準というのはありませんよ。そういうことをやってるから市民から批判を受けてるんです。だから、指名入札の問題、工事請負契約になってくるともめる。何やかんや言われるんです。せやから、この基準をつくるのか、つukらないのかどっちなんですか。

それともう一つ、指名停止は3カ月でよろしいとしなさいよ。これは市長サイドで決済するんでしょ。なぜ市長、そんな業者を入れますね。実質効果のないものをなぜ入れるのか、そうでしょう。こういう執行のやり方に問題がある。こころを十分踏まえて、何とか市会も納得するよ

うな一つの案が必要なんです。なければ、また繰り返される。

業者と理事者は心安い。われわれは道で会うたかでものも言わない。建設課なんかへ行ったら名刺が山ほどありますね。よう来る人に仕事やろうか、資格や資本金はどうでもよろしい、従業員関係もどうでもよろしい。指名停止しても後からやから8カ月は効力ない、これでは、指名業者はだれにしる問題があると思う。市長、どう考えてるんですか、はっきりしてください。今後、常任委員会で審議するとかしても、きょうここでアウトラインをつくりながら、どういうシステムにするかはっきりしてもらわんと、こんな問題が出るたびに、あそこはどうだ、基準はありませんが、やりました、では通りませんよ。

- 参与（林 徳次君） 大変説明不足で御迷惑をかけ申しわけなく思っております。特にランキングの基準につきまして詳しく申し上げます。

先ほど、技術職員一級、二級の御指摘のみお答え申し上げましたが、B、C、Dの8ランクに分けるに当たりましては、登録業者のすべてにつきまして、その設立年月日、従業員数、技術職員数、資本金、年間施工高、固定資産残高をリストアップ、比較検討いたします。B級はどれだけの工事ができるか、C級、D級はどうかという基準を設けておりまして、ただいま申し上げました4、5点の要素から、Bランクはこの程度が妥当であるといった、一定の格づけを行っております。

土木関係では、Bランクで約4億円までの工事、Cランクは8億円以上と、一部重複させておりますが、そういった最高リミットを設けまして、指名に当たっては、このランク制を厳密に運用しております。今後ともそういった運営をしてみたい考えでございます。

特に従業員の中の技術職員につきましては、建築士の資格のみに限らず、現在、設備関係とかいろいろな要素がございますので、今後とも御趣旨を体しまして、市内業者育成のうたい文句ばかりでなく、実のある指導を行ってまいりたいと考えます。

以上、特に資本金、従業員、技術職員、固定資産保有高、年間施工高等について、すべての市内業者をリストアップして、公正に工事に該当するか、CとかDについても金額を定めてございますので、それに見合う工事が可能かどうかの格づけを行い、厳密に運用を行ってるということでございますので、補足説明させていただきたいと思っております。

- 議長（横田憲治郎君） 市長。
- 市長（池田忠雄君） いろいろ田中議員から御指摘をいただき、いま、建設部長からお答えいたしましたように、業者選定に当たってのランクづけあるいは指名要綱等いろいろ勘案し、今日まで適正に執行するよう努力しておるわけでございますが、12月議会でも御心労いただき、また新年早々、議員皆様には公私御多忙の中、臨時会をお願いをしておる実態にかんがみまして、私

どもといたしましては、なお一層この業者選定あるいは指名の問題につきましては、今後とも検討を重ねてまいりたいと思います。また、議会の委員会等にも御協議申し上げ、厳正公正に業務が執行できますようにやっていきたい、このように存じております。御指摘十分胸にいただき、今後の対処をしてみたいと存じております。よろしく、お願い申し上げます。

○ 20番(田中包治君) これは非常に重要な問題だと思います。やはり市長から批判を受けられないような姿勢でやらなくてはならない。資本金についてはまだ言わない、従業員にしる何名以上とは言っていない。恐らくそこらが微妙な段階で言えないと思いますが、それは別に検討するとしても、問題は、4億まではできるということですね。そうすると、現在議会で審議してるのは、政府の景気底上げ政策で追加された予算であることははっきりしています。そうすると、分割発注とかの問題もありますし、Dランクの人々がCランクの仕事をするのかしないのか、平等に扱うということから問題になってくる。市全体の景気を上げるために政府から金がおりてくるんですからね。そこらの基準はどうなってるんですか。

○ 参与(林 徳次君) 御質問の点でございますが、土木建築、管工事、設備工事、委託工事等に分けておりますが、上位のランクは、ごくわずかですが、二重にだぶって指名ができるような金額設定をしております。実例を申し上げますと、建築工事ではBは8千万以上、底が3千万円としております。逆にCは8千5百万円まで受けられるということで、5百万円程度の二重にだぶらせておるといったことがございますので、絶対にすれ違いになるということはありません。

それ以外に、たまたま施工中の工事あるいは終わりかけの工事に追加で少額工事が出た場合、出合帳簿になるといったマイナス要因が生じますので別途判断させていただく、これはあくまでも原則外で、原則は、新規の分は当然適用いたします。これを乱用することは戒めております。

○ 20番(田中包治君) 追加の工事はしようがないが、8千万円以下の工事は、Bランクは指名しないということですね。確認してよろしいですか。

○ 参与(林 徳次君) はい。

○ 20番(田中包治君) もう一つ問題になると思いますが、不思議に思うんですが、非常に重要ですが、私たちがどうこうする筋合いではないんですが、和泉市が解放同盟とセクション交渉をやってますね。そうすると、向こうの役員が業者になる、そして工事を請負うとなると、どういうふうになるか、ここらが非常に問題やと思う。副支部長あるいは8役クラスになるとね。セクション交渉する、わしはそんなこと考えてませんが、そういう交渉の中でできたもの、その交渉相手が出ること、これをどう判断するかということです。これは向こうの機関の問題だということなら、こちらはセクション交渉をどうするかということの兼ね合いになってくる。

ところが組織内の問題なので余りとやかく言うつもりはありませんが、そこらに市会の中でも

問題をからませはしないか、はっきり言う方がええんやないかと思う。市の理事者については、団体交渉権というのはどこにもない。市の職員にしても交渉する。話し合いだけでしょ。その話し合いで、支部の委員長と市職の委員長が話をして工事をやったというケースにもならないと思うが、この問題を市としてどう理解するか、大きな問題やと思います。

○ 議長（横田憲治郎君） 他に。

○ 7番（金沢 勝君） 昨年12月定例会の積み残して臨時会を開いておるといことなんです、市民の疑惑を招くんだということで議会の意思に反した契約だと思えます。この点、今後も肝に銘じてお考えをいただきたいと存じます。

工期の問題ですが、先ほどの坂上議員の質問に対するお答えに対して8月末云々ということ、これは申し上げるまでもなく、われわれはよくわかっておりますが、補助金の関係でということになれば、なぜ9月定例会にかかる努力をしなかったか。こういう巨額に上るものは、同じ日に設計、請負契約の金額が算出されたわけではないと思う。9月でも可能であったものがあるに違いない。と申し上げますことは、補助金の内示がきてなかったといえればそれまでですが、同和事業は優先されてるわけだから、起債とか補助金に関しては、3月定例会後ぐらいに編成されてると思う。ことしはあかんでも来年は必ずおきる、将棋やないが、先手を打って9月定例会にかかる努力をされなかったのはなぜか、私は、これが問題だと申し上げたい。

それと、先ほど助役の答弁の中では、請負規則の中には、一日延滞すると、請負契約した金額の千分の一を違約金を取る、と明記されてます。補助金の関係で、8月末までには物理的にできるとわかっていながら契約を結ばれようとするんなら、表向きは出なくとも、工期についての話は陰で出てると思う。半永久的な建物やから手抜きされてはいけないということはよくわかりますが、補助金の関係で契約は結ぶが、いつになってもかまいませんよ、という契約は結ばれてないと思う。そういうことについてひとつお聞かせいただきたい。契約規則が泣かないように、あってなきがごときものにならないでほしいと望みたい。

それから、契約の内容でございませけれども、この中に保証されなければならん者が保証している。銀行では、AとBの保証のし合いは許されてない。少なくとも、和泉市という自治体行政が、同じ時期に出されている請負契約の中で、AとBが保証し合っておるといことは常識に外れてると思う。

たまたま、私の方でも経済課で市単の融資の審査委員会がございまして、中小企業あるいは国民金融公庫に抵触して恩恵をこうむらない人について、市が4千万円を預託して8千万円の限度で融資しているが、その審査をしている。そこでは、AとBが保証のし合いをしているのは、同じ日はもちろん、日がずれても、完済するまではしかるべきでないということで皆脚下してるん

です。私も審査委員をさせていただきましたが、保証人を変えてきなさい、となっている。市長、市民は皆はねられてきたんです。それを堂々と議案として出してくるという考え方に問題があると思う。保証人を変える意思があるかどうか、議長、一連答弁させてください。

○ 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。

○ 改良事業部長（逢野一郎君） お答え申し上げます。

御指摘の9月議会にかけるべきだということですが、われわれも府、国に対しては、一年間の事前着工は許してほしいということを再三、申し入れをしているわけですが、どうしても交付決定後の施行ということで強く禁示されておるわけですが、繰り越し等の問題点もございますので、年内だけの事前着工でも認めてほしいと折衝しておりますが、今後、なお強硬に議員さんの御趣旨を体して交渉していきたいと考えております。

二点目の実質工期でございますが、1議案につきましては9カ月、2議案は10カ月、3議案につきましては5カ月、4議案につきましては8カ月、5議案につきましては6カ月、6議案は8カ月ということで工期を設定したいと考えてるわけでございます。

○ 7番（金沢 勝君） 7カ月とか8カ月とかの工期で契約を結んだということやね。

○ 改良事業部長（逢野一郎君） 実質的には、御議決を得ましてから、そういう方法で契約を結びたいと思っております。

○ 7番（金沢 勝君） 工期の約束は大きく反映されると思う。入札の時点で工期は、ということで話もしてあると思う。ただ、補助金等の関係で、年度末の3月末ということで契約は結ぶが実際は、これだけの限度はありますよ、ということですね。いまの説明ではなくて、あんたが指名入札した業者に対して、そういう前提で仮契約をしたと思う。これからの説明のようなお答えらしいが、そういう条件が入札の規定にあると思う。はっきり申し上げて、突貫工事でやるならちょっと値上げしてほしいとか、工期が十分あればある程度弾力性ができるとかね。あんたの説明では、これから説明するような、そういう仕方はおかしい。はっきり簡単に言ってください。

○ 改良事業部長（逢野一郎君） 1議案については8月末日、2議案は9月末日、3議案は4月末日、4議案は7月末日、5議案は5月末日、6議案は7月末日、そういう形でやってございます。

○ 7番（金沢 勝君） 本会議でこういうことを申し上げていいかわかりませんが、そういう工期があるならば、それに違約した場合は一日に千分の一、千日おくれたらただで仕事してもらえない、規定からいけばね。市民が印鑑証明一つもらうにしても、規則、規定は守らされている。税金にしろしかり。あんた方がこういう規則をつくってるんやから、去年の積み残しで1月になったという理由で、この請負規定が有名無実にならないように確約をいただくならば、私は

この質問は引き下がります。やはり規定は規定、みずからつくった理事者が破らせるわけにいかん、それだけ誓約してください。

それと、理事者の努力ですね。3月末だから、ということだけでなく、やはり補助金の申請とか起債とかは、3月末ぐらいにやってある。ことしはあかんのなら、来年というふうだね。そのときは設計もあわせて、いつ内示がきてもすぐ出せるように先手を取る、後手を取ると負けるんです。そういうことで企業努力をしてもらいたい。簡単に一言をお願いします。

○ 参与（林 徳次君） 簡単に一言で、という御指摘でございますが、工期については、従来からケースはわずかでございますが、業者の事由に帰すべき理由につきましては、工事の遅延につきましては、前後2、3回、遅延金を徴した実績もございます。今後もそういったことにつきましては、厳正に規定どおりやってまいりたいとお約束いたします。

○ 7番（金沢 勝君） それを含めて、年末の積み残しが1月になったから20日の遅延は認めてくれ、これは理由が通らん。われわれ議員が責任があるんやから、もちろん理事者もあるんですが、表向きは議会が通らなくて引き下げたわけですから、議員の責任によって遅延したんやからまけてくれ、ということであってはしかるべきでないと思いますので、その点ははっきりしていただきたいと思います。

○ 議長（横田憲治郎君） 次。

○ 改良事業部長（逢野一郎君） われわれもできるだけ相互保証は好ましくないということで指導をしてるわけでございますが、今回につきましては、一件が相互保証という形でだぶった形ですが、今後、そういうことのないように十分配慮しながら執行してまいりたいと思います。

○ 7番（金沢 勝君） 私は常識論としてふさわしくない、当を得た内容でないと申し上げてる。今後は直す、と言うが、私の言いたいことは、この時点から直してもらいたい。何でも次から、次からとなると、何も議論の余地はない。わかった時点で直してもらいたい。と申しますことは、融資で市民が来て、こういう形ではないが、貸し付け融資を受ける場合、AとBが保証し合ったら皆はねられている。市民がこういう契約の内容を知った場合、私が当事者だったら反論します。わずか50万、100万円借るのに保証し合ったらアウト、はねられる。もう少し実のある答弁をしてもらわんと、何でも今度から、今度から、これやったら余りに無責任です。

○ 助役（坂口礼之助君） 御指摘の点につきましては、全く同じような考え方をわれわれも持っております。今回、一つの議案だけが相互保証の形になっております点につきましては、改良部長も認めておるとおりでございます。私どもといたしましては、契約条項の段階では、そのような相互保証的な形はとらないようにということで、かねてから関係部局にもそのことを指示してまいっている次第でございますが、たまたま、そういう案件が一つございますので、この際、す

ぐこれを改めよ、という厳しい御指摘でございます。何分、契約行為でございますし、保証人を改めるにつきましても、やはり御本人の御了解も得た上での行為でなければなりませんので、御指摘を肝に銘じて今後、二度とこのようなことのないように厳正に執行してまいりたいと存じますので、ひとつこの際、曲げて御了解を賜りたいと思います。

- 7番（金沢 勝君） 意見だけ。融資の審査会では、一人追加してるわけです。いまの規定では、保証人は、2人以上はいかんという規定はない、数が多い方がいい、ふさわしいわけでしょう。そういう観点から、私は意見を出し、質問を申し上げてる。契約の仮調印したからあかんということではなく、一人追加したらええ、もう一人追加してもらったらええと思います。悪いと思いつながら襟を正さんというのは誠意がない。だから、追加をひとつ要望いたしまして、終わります。

- 議長（横田憲治郎君） ここで、お昼のため一時まで休憩いたします。

（午前零時8分休憩）

（午後1時15分再開）

- 議長（横田憲治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑、御意見のある方。

- 1番（寺田 茂君） きょうは、朝から一括審議をしているわけですが、朝の各議員さんの質問の中で若干聞き漏らした点、もう少しお聞きしたい点がございまして、それも含めてお伺いしたい。そして、きょうは臨時議会なんです、これは御承知のように、年末の議会の案件の積み残しということで、私は、市長に一遍この間の態度の問題、取り組んできた問題について若干指摘をしたいというふうに思うんです。

12月議会では、各議員さんに大変御苦労をかけながら今日まで延びているんですが、あの時点では、業者の問題、また、いままでの和泉市全体の問題を考へて、改革をせないかん、再建団体に落ち込まないように、といろんな問題で苦慮された発言があった。そういうことで今日まで来たわけなんで、私は当然、このときの残りの問題も含めて、理事者としてはそれなりの形を考へるか、また、そういう方向での見直しという点で再度提案されるだろうというふうに思っていたんですが、それがなくて、前の議会の引き継ぎのようなことを重ねているわけなんで、なかなか一日でいくというふうには考へられない。

私は議会運営委員会の中でも、こういう問題は理事者の方で相当見直し、今後の方針を明らかにしたなら、かなりスムーズにいくだろうということを申し上げて、臨んでいるわけなんです、なかなか当局の方、特に市長さんの方はそういう考へをされない。これは共産党議員団としては

絶えず指摘をし、この前にも問題にさしてもらったんですが、議員の方に目を向けるんでなしに、たとえば今度出た竹内建設の問題、ここらに向けて市当局の確固たる態度を示したならば、私は十分審議できる問題ではなからうかというふうに考えていたんですが、それもなかなか出てこない。きよの冒頭でも「お願いします」という形だけだったんで、非常に残念だと私たちも思っているし、各議員さんからも朝から質問が出てきているし、今後も出てくるだろうと予測するわけなんです。

朝、どの議員さんでしたか、業者の格づけの問題と指名の問題、そして、業者によっては、脅迫のような形があるものに対してはどうするんだという質問がありました。そこで、再度お聞きしたいのは、和泉市の業者の中にBからDランクまであるということをお聞きしました。そして、Bランクの業者はC、Dの仕事はやらない。このようにお聞きしましたが、それはそうなのかどうか。

私どもとしては、こういう格づけの問題、業者の技術とか従業員の問題、こういうのは、こういうときですから各議員さんに資料としてまず提出してもらいたい。これを先に要望しておきたいのと、いま言いましたBランクに入る業者はC、Dの仕事はしないと。小さい業者を育成するためにそういう基準を設けたんだらうと思うんですが、この点、私の聞いている範囲といまのお答えが違いましたので……。Bランクの人は、Cランクの仕事のときには入札の権利がないとか、そういうものが明確になっているのかどうか、その辺再度お聞きしたい。

それからBランクというのは3千万円から4億円までの仕事というふうに先ほどお聞きしましたが、そうすると、4億円以上になったら和泉市の場合はないんですね。手がつけれまへんのやな。Aランクの業者がない。だから、Aランクの業者というのをわかる範囲内でね。そう百も二百もないと思いますので、4億円以上の工事が発注されるときは、和泉市の業者はできないということですから、Aランクはどこになるのか、その辺だけ教えていただけますか。

○ 議長（横田憲治郎君） 建設部長。

○ 参与（林 徳次君） まず第一点の格づけの点で、上位が下位の仕事ができるのかできないのかという点でございますが、午前中にもお答えをいたしましたように、一定の金額以上、一定の金額まで、それぞれのランクに応じて表で定めてございますので、この表に該当する者を原則として指名していく。これ以外はさせないということが逆にできるわけです。

ただ、そこまで突っ込んだ御質問でございますので、もう少し補足をさせていただきますと、指名要綱の運用の細目と申しますが、運用についても一定の合意に達した条項がございまして、極端に理屈だけ申し上げますと、上位が下位の仕事は能力的にはできるわけです。ただ、業者はそれぞれランキング制をとっております以上、上位が下位をすべてやれるということになれば、上位の方が安心だ、仕事もしっかりしておるということになって、全部がやられてしまうという

ことに結果的になります。これでは市内業者の育成であるとか、いわゆる交通整理ができなくなって混乱いたしますので、あえてこういったランク制を、上部団体や他市の事例にかんがみまして採用しているということでございます。

それから、細かい点でございますが、権利がないというのではなくて、私どもの指名の要綱の中で原則を定めて、いま申し上げたような理由から運営をさしていただいているわけで。上位が下位にいく権利がないとか、下位が上位にいく権利がないとか、法律的な根拠の定めがあるというものでは決してございません。その点御理解をいただきたいと思います。

それから、4億以上について、これは建築工事でございますが、Aランクであってその名前を、ということであったと思いますが、非常に数が多いでございます。常識的にはすべて市外業者であって、市内にないということですが、この周辺ですと、ちょいちょい実績で指名している範囲ですと、岩出建設とか南海建設、この辺はすべてAランクに入るわけです。また、病院を請負いました熊谷だとか、いわゆる超A級ですね。これらはすべて私どものランクではAに包含されます。Aランクの幅がピンからキリまで大幅になるということでございます。以上が第一点の問題です。

それから、いまのお答えに含まれるわけでございますが、市内業者が上位の仕事ができるかどうか、原則は申し上げたとおりでございますが、ただし、先ほど取り決めがあると申しましたように、上下それぞれ一ランクの範囲内で渡り運用をする場合というのは例外でございます。これはその都度協議いたします。もちろん、午前中も申しましたように、出会い丁場になる場合であるとか、特に災害復旧のような緊急非常の場合であるとか、これは当然会計の厳しい検査が必ずございます。そういう場合には、上位を下位にといった指名を例外的にさしていただく場合がございます。これについては、運用の中でさしていただいております。ですから、こんりんざい絶対ないということではない。しかし、そういった例外をつくってめっちゃめっちゃに運用しておるということでもない。いま申し上げたような中身でない限りは、原則どおり運用さしていただいて、厳しくやっておるということでございます。

以上です。

- 1番(寺田 茂君) それと、こういう業者のリスト、これはもらえるのか、もらえんのか、それだけを先に。
- 参与(林 徳次君) 市内業者に限ります格づけ表というのはございます。ランキング表ですね。これは流動的なもので、過去実績、前年度実績というものを再度徹しますから、毎年一定の時期に行うということで、現在、今年度分として持っております。
- 1番(寺田 茂君) それを一つくれますか。それはそれで約束してもらって……。

私たちは、業者の入札または請負については、厳正にされているというふうに見ているんです

が、こういう一つのランクがあって、1億円、2億円、3億円というふうなランクになると、しぼられてくる業者も少ないですわね。BからDまで全部入札されるのと違うんだから、金額の高いところでは、業者がしぼられてくるということは当然のことだと思うんです。

この前から問題になっているように、業者が大体似たようなところ、また、きょうも出たように、工事の期限の問題も出てきましたけど、そういうところに噛んでくるということもあって、漠然と素人目で見えた場合、そういうことがなくてもいけるのと違うか、というのが素人判断的な問題なんですがね。だから、ランクの運用というんですか、そういうことで専門的に進められている。実績だとか、いろいろそれなりの問題があって、このランクも加味されていると思うんですがね。

たとえば具体的に、Dランクというのは小さい仕事しかできない、というふうにわれわれ判断しますわね。ところが、これが相当な実績を上げて、発注または仕事量もふえてきたら、Cランクへ上がっていくというふうな形にはなるわけですね。実績に応じて。

- 参与(林 徳次君) はい。
- 1番(寺田 茂君) そのときは、その人が仕事があったときですわね。しかし、こういう形でいくと、Dランクでは仕事が当たりませんわね。大きな仕事は全部Bが入札権を持っている。そうしたら、Dはどないして大きくなりますねん。大きならんとするけれどもね。
- 参与(林 徳次君) 御指摘のように、本市発注事業だけをとっていきますと、制限の中でしか出ないから、回数がかち合っ、連続して取らない限り、御指摘のようになるわけでございます。

そういった本市事業以外に民需も、他の企業もあるわけです。現に、市内業者で民間の事業に頼っておって、逆に和泉市の公共事業はややこしいから一切要らん、というようなことで成長されている企業もございます。

年間実績と申しますのは、指名登録の際に、過去一年間の決算額から見て、民需も含めた会社の実績額を出してくるわけですが、そういうことから判断をして、いわゆる上位一ということの基準にいたしております。

以上でございます。

- 1番(寺田 茂君) 資料を下さるんで、私もそれを検討して、質問はそれからしたいというように思います。

それと基本的に、朝からも質問出しましたが、われわれは議会で市民の代表としていろんな審議をしていきます。そのときに、いま問題になっている、恐らく今後も問題になるでしょう、竹内建設の問題があると思うんです。朝から他の議員さんも、こういう問題が出て業者から……。

業者は業者なりに議員さんに対して物を言うということはあるかもわかりませんわね。だから、そういうふうな指導というんですか、法的なところに入っている業者については厳しくやっています。それは議員の発言に対する信頼であるし、それを侵してはいけないというふうに先ほど聞きました。いままではいろいろありましたよ。共産党議員に対しても。そのときは何らかの申し出もしましたがね。こういう議会のなを侵すような業者については厳しくやいなさいと言うてきました。今度は市長さん、ひとつ腹を据えて……。われわれは市民の立場、行政の立場でいろいろものを申しているんでね。そういうことがあってはいけないし、また、議会というのは神聖な場で、われわれも相当腹をくくった発言もしますからね。それが家へ帰れば違うことが起こっている。ここでは、業者の方に十分ただします。言いますというふうな、そんないいかげんなことでは……。本当に腹に思っていることを言えないということでは、非民主的な議会運営が今後も続きますのでね。

先ほど林さんが「厳しくやります」と言うたんで、市長さん、その辺どうですか。いままでありましたよね。こういう問題が。私とこが申し上げたら、「そうですか、十分調べて対応します」と。調べんかて、私らうそ言わんのに。今度もそんなことのないように、一遍市長の腹を聞かしてください。そういうことがあったときには市長としてどうするのか、それだけ最後に。

- 市長（池田忠雄君） 先ほど来から林参与がお答えをいたしたとおりでございますが、議員さんの言論は神聖なものであり、おっしゃられたような事柄は十分承知をいたしております。そういった事柄があったときには、林参与からる答弁がありましたように、厳正な指導と注意を行ってまいりたい、このように考えております。
- 議長（横田憲治郎君） 他に。
- 6番（大谷昌幸君） 本旨に入る前にちょっとお尋ねしますけれども、この8件について、付帯工事としてはっきり別であるということが表示されておるのは南松尾小学校だけですけれどもその他の7件についてはいかがなっておりますか。
- 議長（横田憲治郎君） 答弁。
- 改良事業部長（逢野一郎君） ただいまの質問に対しまして、前の6件の点について、私から説明をさせていただきます。

私どもの6件については、すべて一括発注をしておりますので、電気、空調等については、全部この中に含まれております。

- 参与（林 徳次君） 国府小学校工事につきましては、昨年末の経過がございまして、現在、未発注でございます。ただいま南松尾小学校と同じ分離発注で、水処理、電気関係も同じ形で発注をいたす手はずを整えております。

- 6番(大谷昌幸君) 以前に私どもが説明を受けておるのは、本体工事とあとの電気とか給配水等の工事については、別途発注をするというように承っているんですが、また、最近になってから一括発注するようになったわけですか。
- 改良事業部長(逢野一郎君) 私ども、この工事につきましては、補助事業という関係と、監査等につきましては、現場等の検査が非常に厳しゅうございますので、業者が分かれるということについては若干の指摘もございます。いろいろとわれわれは分離発注等も研究はしておるわけですが、どうしても工期あるいは仕上がり等についても、やはり総合発注の方がスムーズに行くのではないかとということで、現在、総合発注を行っているわけでございます。
- 6番(大谷昌幸君) 私の質問とちょっと違うんですけども、工事の出来がよいといわれれば、それでもいいと思うんですけどね。前には、分離発注をすると、その決まった背景というのは、議会からいろいろな業者、特に現在不況時ですから、多くの業者に利益が分配されるというような要望を受け入れて、そのような態勢を整えられたと思うんです。それがいつかわからないうちにそういうようになってくるといことは、われわれ議会人としてほかから尋ねられた場合に困るわけです。

私の質問の本旨に入らせていただきますけれども、まずこの図面ですね。表紙といいますが、第一ページに1番から6番までの位置を示していただいているわけですが、私ども和泉市の人間ですから、場所については十分わかりますので、どういうものを建築するのか、あるいはどういうものを改築するのか、いわゆる平面図ですね。専門的にわたらなくても結構ですが、大体どういうスタイルのものがどこそこにあるんだと。あえて私は英語でいうアロットメントというようなことは言いませんけれども、そういうことを知っておきたいと思うわけなんです。先ほど分離しているかどうかをお伺いしたのも、そういうことを込めてお伺いしたわけなんです。

次に、平面図ですが、平面図はぜひともおつけたい。一級建築士の方が2名、二級建築士の方も数名おいでになれる当市ですから、絶対間違いのないと思いますけれども、何年か以前に、あるところの保育所で、一年余りで雨漏りがしてきたというような事態のあったことを私、記憶いたしております。現在、そういうことはないと思いますけれども、万が一に備えて、一応このようなものができるんだということを的確に知らしめていただくために、そういうような図面はできるだけそろえていただきたい。これは当該委員会でもなかったように思いますので、あえて要求したいと思うわけです。

先ほど最後の御説明にありましたように、南松尾小学校と国府小学校につきましては、分離発注であるということですが、現在、すでに別の付帯工事については落札というんですか、それは

済んでいるのかどうか、お尋ねいたします。

○ 参与（林 徳次君） 先ほど申し上げましたように、南松尾小学校については、すべて終わっております。国府小学校については、ただいま2件準備中でございます。

○ 6番（大谷昌幸君） こういうものは、どうせこの工事に含めてやるものですから、したがって議会の承認が出てくる場合には、議会の承認を受けるいわゆる9千万以上に含まれないものであっても、付帯工事はこうなっているということを、先ほど申し上げましたように議員の立場に立って、ぜひとも添付していただきたい、ということを重ねて要望しておきます。

次に、南松尾小学校の建築の概要でございますが、いままで当市にほとんど例がないと思うんですが、中廊下で、教室が相当部分真北を向くような状態になっております。特に南松尾小学校は、地形の関係でこのような配置になったんだと理解するんですが、一階部分の理科教室及び給食調理室につきましては、この面は、わずかに2、3メートルの道路をはさんで民家及び植樹がされておりますので、日当たりはおろか、採光も十分でないのではないかと思います。この点、採光について特別な配慮がなされているのかどうか。

次いで、二階部分ですけれども、保健室、子供の保健管理の上で一番大切なルームが全然日が当たらないというように、この図面からは理解されます。これについて、設計の段階及び今後の建築段階においていかが取り計られるのか。

次いで、この地域は府中地区に比べて、冬季になると、日中で2度以上の温度差があると聞いております。また、降雪がある場合でも、山手では降雪があって、こちらはよい天気だということもままあるわけです。こういう地域の教室にどのような暖房装置をお考えになっているのか、御説明を願いたいと思います。

○ 教育次長（広岡史郎君） お答え申し上げます。

南松尾小学校は、校地が大変狭隘でございまして、今回、改築いたしますのは、取り除いた校舎の跡へ建てていくという形をとっております。

設計の段階または建設の段階でいろいろと配慮すべきではないかという御意見をいただいております。一番目に、特別教室が採光ゼロではないか、これをどういうふうに取り扱うのかということ。二点目に、保健室という形の中の採光の問題で御質問いただきました。これらにつきましては、まる2日かけて現場の先生方と建築の技術者とのいろいろ協議いたしました。その中で、一応の答えが出てきて設計に入ったわけでございます。御指摘の点十分に配慮いたしまして、なお学校の先生方と検討していくという機会を持っていきたい、かように思っております。

それから、日中で2度ぐらい市街地より気温が低いんじゃないか、教室の暖房等をいかに配慮するかということでございますが、まだ時期はございますけれども、ガストーブなり、暖房の

灯油等を使う形でいろいろ配慮する方法もございますので、それらについては、学校現場の先生方と十分煮詰めてまいりたい、かように考えておりますので、御了解賜りたいと思います。

- 6番(大谷昌幸君) その点よろしく願いしておきます。特に学校というところは、発育途上の子供を管理しているところですから、保健を主体にした安全性というものに十分の御配慮をお願いしたいと思います。

そういうことも含めて、最後に要望といたしまして、議会にはもう少し詳しい資料を出していただきたい。われわれ議会人、特に私の場合を例に取り上げて失礼ですけれども、国府小学校は何ぼの経費がかかっているのかということを探ねられても、この資料であつたら漠然としてお答えができないわけなんです。そういうこともお考えいただきまして、十分の御配慮をお願いしたいと思います。終わります。

- 議長(横田憲治郎君) 他に。
- 2番(天堀 博君) 一つは、いま、南松尾小学校が出ましたので、関連で先に聞いておきたいと思いますが、この図面の参考資料を見さしてもらいましたら、南のすみの校舎が取り除かれることになっています。ちょうど中央の校舎が残るわけです。そうすると、今度の増改築といいますが、この部分がこっちに張り出していきますので、運動場が変則的な運動場になって狭いんじゃないか。それから中途半端にこの部分だけ残って、教室の数そのものが足りるのかどうか。この二点をまずお聞きしておきたいと思います。
- 議長(横田憲治郎君) 答弁。
- 教育次長(広岡史郎君) お答え申し上げます。

御指摘のように、この校舎4教室を使うわけでございますが、これは危険認定等の対象外でして、その時期至るまで存置し、使用してまいらなければなりません。大変狭隘な運動場でございまして、常に配慮していく中で、いかに取り扱っていくかということで苦慮いたしております。現状、プレハブ等の配置をしまして、取り壊した教室の早期完成をめどにがんばっておるわけでございます。

それから北側の校舎の南側で斜線を引いた取り壊しの教室ですけれども、この校舎は建設を完了した段階で取り壊したい。現状、音楽、理科、普通教室3教室に使っております。それから、上の校舎は、先ほど申しましたように4教室使っております。それらから、不足する教室につきましては、講堂を間仕切りし、4教室に使い、プレハブ3教室建ててそれに対応している。というのが現状でございます。

- 2番(天堀 博君) 今度、改築になった際には、残る校舎を使わんでもいけるかどうか、全員が新しいところへ入れるかどうかですね。

○ 教育次長（広岡史郎君） 真ん中に校舎で空白になったところがございまして、先ほど申し上げましたように、現状、4教室使っておるんですけども、新しくできました場合は、この校舎は特別教室の方へ転用してまいりたい、かように思っておるわけでございます。

○ 2番（天堀 博君） 先ほど言いましたように、変則的な運動場の形態になりますし、非常に狭隘であるという点を十分かんがみて、現場の先生方もいろいろと苦勞をされるだろうと思いますが、教育委員会の方でも配慮をしていただきたいと思います。南松尾については、それで結構です。

前に返りまして、議案の第8号なんです、（仮称）和泉市立幸青少年センター整備工事、いわゆる旧山手中学校の改装ですけども、一つは、これに大きな金をかけて——ほとんど府の補助のようなんですが、改装されるんですけども、改装して、果たして具体的に何に使っていくのか、というのがまず一点。

それから、利用価値といいますが、従来から地区での運動会その他に学校を使用してきたように思いますが、山手中学校は山の上だからとかいろんな理由で、下の方の学校、富秋中学校と一緒にということになりましたが、そういった理由があるにもかかわらず、山手中学校をこういうふうにする。さらに、こういうものをつくると、後の管理運営に費用がかかると思うんです。府から金を出してもらってつくったらそれで済むんやということでなくて、後の問題がまた出てくる。まず、その点だけを先に聞かしていただきたい。

○ 教育次長（広岡史郎君） お答え申し上げます。

今回、整備工事をお願いいたしております幸青少年センターのいわゆる利用の方でございまして、これも基本的に改装し、整備するという形の中で、私たちが考えておることを御理解願いたいと思うわけです。

同和地区の子弟の学力の向上を図ることは、将来の進学なり就職、ひいては地区の生活、文化水準の向上に深い関係があるわけです。また、地域全体の文化的水準を引き上げる努力と諸条件の整備が必要になってくるわけでございます。なおまた、地区の青少年のスポーツ施設の設置や部落差別に対する正しい理解、解放への意欲を育成する子供会活動を積極的に推進していくということも要請されているところでございます。

現状、学習活動、スポーツ活動等は、仮設の青少年会館、また仮設の青年会館で行っているわけでございますけれども、施設そのものが大変狭隘であって、なお不整備でございまして。これらに結集する参加者は、大変少数でございまして、現状、小学校の低学年から青年を含めると1,400名を超える人員に達するわけで、古くから青少年センター、また、児童館を新しく設けることの要望を受けてきたわけです。今回、山手中学校の整備工事を施しまして、先ほど御

指摘もございましたように、府の補助金 80% を得て、青少年センターの設置に踏み切りたいということで御提案申し上げたわけでございます。

利用価値でございますけれども、これらの趣旨、必要性の中から次代をになう青少年の育成を図っていく。また、部落解放の次代をになうにない手になるというような形で、すぐに効果はあらわれないとしましても、それらの育成に努めてまいらなければならないというのが行政の責務ではないか、かように考えておるわけでございます。

それから管理運営につきましては、当然開設し、運営してまいりますと、いろいろと経常費を含めて経費がかさんでまいります。それらについては、この事業自体、府の補助事業として行いますので、開設後、年間約 230 万程度の事務費をいただけるというように思っております。

なおまた、同和地区指導員といたしまして、これも府の補助事業でございますけれども、現状 8 名の指導員の配置をいただいております。これらは月収の 80%、年間通じまして、80% 近い給与に対する府の補助金もいただいているというような形で、仮設で現状運営しているのを、今回、こういう形ではっきりとセンターを設置し、本格的な運営に取り組みたいというのがねらいでございますので、御賢察を賜りたい、かように思うわけでございます。

○ 2 番（天堀 博君） 一つは、場所的に非常に問題があるんじゃないか、ということをお願いしているわけです。というのは、いま、解放への意欲云々という一連のことを言われましたが、それはそのまま額面どおりに受け取ったとして、この場所を本当によく利用するようになるかどうか、という問題があるんですよ。

いままでの経過もありますし、それから進入路といいますか、道路状況も非常によくない。さらに施設としては、地区内外あわせて解放会館であるとかいろんな施設がすでに現存している。学校等もそうです。そういう状況の中で、果たしてこういうものが必要であるかどうか。本当にみんながいま言われるような形に利用するのかどうか、この点、教育委員会に再度お尋ねをしたい。

それから、事務費として補助金を府からももらうしというようなことを言われておりますけれども、府の方もいろいろな面で検討といいますか、市長の言われる精責、検討をされてきているようです。

そういうことからいって、これは人事の関係にもお尋ねをしておきたいのですが、これができ上がった後には、管理人といいますか、恐らく人的配置をしなければならないと思うんですが、何人ここへ張りつくのか。8 名の指導員云々と言われましたが、これはすでにおる人がそこへ行くということですか。ですから、それ以外の分がどういうふうになるのか、それから、もしそこへ何人か張りつくんでしたら、それについての雇用ですね。現在、本庁におる職員を張りつける

のか、あるいはどっかにおるのをそっちへ持っていくのか、あるいは市が新しく雇い入れるのかその点もあわせてお聞かせを願いたいと思います。

○ 教育次長（広岡史郎君） 青少年センターについての御質問にお答え申し上げます。

まず、位置、道路事情等からの御質問でございますけれども、青少年センターの位置、もちろん規模等もいろいろございますけれども、地区内の青少年が、最短距離で結集できるという位置が最も望ましいわけでございます。いろいろと過去に経過はございましたけれども、今回、旧山手中学校の改装に踏み切って、ここを拠点としてセンター的な活動に持っていきたいと考えております。

道路事情等は、地区内の幹線道路の改修と相まって、その中でいろいろと検討も加えていただくよう配慮をいたしております。けれども、夜間の活動にもなりますので、防犯灯の設置等も検討していかなければならんと考えております。

それから、必要性があるかどうかという再度の御質問でございますが、先ほどその趣旨、必要性の根源についてお答え申し上げましたけれども、現状の仮設青少年会館なり青年会館での活動内容を見ておりますと、かなり突っ込んだ幅広い活動を行っております。夏休みを利用してサマースクールを開いたり、また、中学校3年生には、進学に向けての勉強会等を行っております。300名以上の小学生、中学生が結集して行っております。これから施設を整備し、広く利用していただくという形で踏み切ったものでございまして、道路事情等々いろいろ問題はございましょうが、内容を十分整備し、広く参加していただくという形で取り組んでいくべきだと、かように考えております。

○ 2番（天堀 博君） 人件費の方はわかりませんか。

○ 教育次長（広岡史郎君） これも府の同和地区青少年健全育成事業の中で、社会同和指導員という制度が数年前から補助要綱として行われております。現状、先ほど申し上げましたように、8名の職員が補助の対象として同地でいろいろと諸活動を行っております。今後、位置も変わり内容も充実され、参加される人員も増加してまいりますと、それに対応する指導員の手当て等も必然的に必要となる事態に至るのではないかと、かように考えるわけでございます。それらにつきましては、今後、府ともいろいろ折衝を重ねまして、増員等の形をお願いしてまいっていかねばならん、かように思っております。

○ 2番（天堀 博君） それと、事務管理者といいますが、指導員じゃなくて、施設そのものの管理者の問題があると思うんですが、教育委員会の方でそれはわかりませんか。

○ 教育次長（広岡史郎君） 現状、仮設の幸青少年会館では館長を置いて、先ほど申し上げました指導員並びに用務員というような形で職員を配置いたしております。もちろん、管理者は運営

管理等についてすべて責任を持ってやっておるわけで、事務管理者というのは置いておりません。館長自体は市の職員で、全く補助対象外でございますけれども、指導員については、府の助成制度を受けているということでございます。

- 2番(天堀 博君) そうすると、いまの館長がそのまま向こうへ行くということですか。そういう理解の仕方でもいいんですか。
- 教育次長(広岡史郎君) いろいろと人事のことで再度細かく検討せねばならないと思いますけれども、現在の館長は積極的に取り組んでおられますし、十分理解を持ってやっておられると聞いております。それらについては再度細かく討議の上で、人事の関係の方々と相談をしてみたい、かように思っております。
- 2番(天堀 博君) それはそうしてもらったら結構ですけどね。念を押しておきますけれども、新たに別の人をどっかから雇ってくるかということはないですか、館長として。人事異動でしたら、だれかがそこへ行くかもわかりませんが、そうじゃなくて、市の職員でない人を雇い入れて館長にするということはないということですね。

○ 教育次長(広岡史郎君) はい。

- 2番(天堀 博君) 道路事情、その他非常に悪いのも承知の上でということなんですけれども、今回の幸青少年センター、地区全体の住民が本当に望んでこれをということと、場所的なことも含めて、そうなっているのかどうか。さらに、先ほど申しましたように、ほかにも施設があるじゃないかということ。すべての面をよく考えあわせた上で、本当に市が主体性を持ってやっているのかどうか、という点が問題として残ると思うんです。

最初に申しましたように、府が80%の補助をつけてくれた。これからは事務費をつけてくれるんやと。山手中学校の跡地をどないしようと言うておったから、そういうふうにした、というような安易な考えをもし持っておられるとするなら、これは市としてはよく考えなければならないと思います。

さらに金額的には、議案の4号の幸保育園の建設がありますが、これが2億2千8百万、幸の青少年センターが2億1千100万、ほぼ同額に近い。これだけの金をかけてやるというわけですから、本当に地区住民が要望し、よく利用もし、役に立つものをつくるというなら、こしらえる必要がある。ただ現在では、場所的な問題、いろんな面から見て、本当に不要不急なものじゃないかというふうにわれわれは思いますので、その点を意見として申し上げておきたいと思えます。私はこれだけにとどめておきます。

- 議長(横田憲治郎君) 他に。
- 21番(直村静二君) 私は最初に言ったように、8件も9件も一括というから、聞く方も大

変疲れるし、言う方も疲れる。やはりぐあいが悪い。議運で言われたように、二つずつ出して審議していくというのがよかったんじゃないかと私は思うんです。

時間があまりないようですので、端的に質問をしますので、お答えを願います。2、3聞きますので、用意をしてもらいたい。

一括提案の中で改良住宅関係ですね、幸団地3期と幸第二団地の2期、それから王子団地の2期、この3件合わせての戸数、店舗総計。これが完成したら、同和地区内での改良住宅の総合計戸数は幾らになるのか、その点をお答え願いたい。

あわせて、この3件総合して、国、府の起債、市単独、これの数字明細を明らかにしていただきたい。

あわせて、大谷議員さんの質問にありましたように、私もこの説明書きについては、今度の案件についてどこどこだということはわかります。しかし、総合計画の一環として次々と建てられてきているというものですから、少なくとも、改良住宅関係については、何年度は何戸、何年度は何戸、そして現在、53年度で一応事業は終わり。あと3年間の延長だと。その場合に、全体は何ぼだというのはきっちり手元になければいけない。

その点で、今回のやつは、2期といっても非常にわかりにくい。幸団地または王子第二団地2期、3期といっても、どの計画のどこだということが……。私は同和対策の特別委員をやらしてもらっておりますけれども、こういう計画についても明確じゃないから、大谷議員さんおっしゃるように、どこまで行っているのかさっぱりわからない。これは市長、きちんと添付する。もしくは、総合計画の全体計画を出してほしい。そうすれば、どの程度まで進んでいるとか、財政の兼ね合いはどうか……。そうすると、ほかの物件も位置的によくわかるんです。

たとえば、ここに出ている王子では集会所の分が出てますね。そうすると、団地を何戸数建てたら集会所の——「集会所」と書いてますが、どういうふうに配置されるのかということがわれわれわからんわけです。ただ、思いのままに設置して、ここに集会所があるんだというかこうですね。これは非常に判断に困る。市長、これはほんまに不親切だと思うんですよ。

本体の計画はこうなだから、これは何期だ、何期だと。実施するせんは別ですよ。これを各議員の手元に渡してもらっておれば非常に便利がいいし、判断もしやすいし、審議もしやすい。意見も言いやすい。この点ははっきりしてもらいたい。明快なお答えをいただきたいと思います。

先ほど言いました戸数、店舗合わせて全体の総額は何ぼか。あわせて国、府の起債、市単独の額を出してもらいたい。

さらに、入札関係についてお尋ねしますが、これは議案の日程ですから、私もあえて素人ですからわかりませんが、実際は、このような順序で入札をしていったのか、つまり、建設部として

業者を呼んで入札しますわね、この順番で行ったのかどうか。その点についてもお答えを願いたい。

先程、4億円とかいうのを寺田議員も言っていましたけれども、端的に申し上げて、ここに出てくる竹内建設はAクラスではないと言う御答弁を得ているんですけどね、Bクラスの範疇に入る業者だと、こう言うふうに理解していいと思うんですが。

しからば、聞くんですけども、昨年末は1億1200万の府中北幹線の工事を請け負った。今度は3億8000万。さらに次の案件では2億何ぼ。合わせて6億5千万。府中北幹線と合わせて7億5千万ですか。これは実際状況として従業員が何人で、そして、仕事を進めていく上でどれだけの下請を使うのか。つまり竹内建設単独として総合発注だろうけれども、実質上、竹内建設一社で全部やるのかどうか。私は、とうていそれは不可能であると思う。だから、それなりに下請にお渡しする。その下請がさらにまた孫請に行くという傾向になりませんか。その点の疑念があるんで、実際の仕事はどういうふうになるんだということを明快にお答え願いたいと思います。

三点目は、いずれ市長に聞きます。いまの答弁から市長に質問がいくようになってますから、用意をしておいてください。

- 議長（横田憲治郎君） 答弁。
- 改良事業部長（逢野一郎君） ただいまの御質問に対してお答えを申し上げます。

今回、御上程をいただきました改良住宅90戸を含めまして、建設総戸数は、648戸になるわけでございます。

それから、第二点の国、府の補助金でございますが、私ども、52年度に総事業をまとめてトータルをいたしておりますので、建設あるいは保守等に分けますと非常に率が高まりますので、総括して52年度の実績を御報告させていただきます。

52年度の総工費が、買収から建設まで含めまして26億821万1千円。そのうちの国庫補助が13億8,494万円、率にしまして53.1%でございます。府の補助金が4億7,771万8千円で、率にいたしまして18.82%でございます。起債でございますが、工費が6億9,247万円で率にいたしますと26.55%一般会計といたしまして5,308万8千円で、率にいたしますと2.04%でございます。

第三点目の全体的な計画がどういふふうになっているかということでございますが、私どもの計画としましては、この事業が完成いたしますと、総戸数として1,648戸を想定しているわけでございます。御質問の団地別のコストにつきましては、ちょっと資料の持ち合わせがございませんので、後日、図面を添えて提出させていただきます。

それと、四点目の入札の日でございますが、幸団地8期工事については、入札が53年10月27日に執行しております。幸第二団地2期工事については53年11月27日に執行しております。幸青少年センターにつきましては、53年11月27日に執行しております。市立幸保育園建設につきましては、53年11月16日に執行しております。（仮称）旭温泉建設工事につ

きましては、53年11月15日執行しております。王子第一団地2期建設工事につきましては、53年10月27日に執行しております。

以上です。

- 21番(直村静二君) 竹内建設の入札したのは同じ日ですが、この二つは。幸団地第2期工事の分と王子第一団地2期建設工事の分とは。
- 改良事業部長(逢野一郎君) 11月28日と10月27日でございます。
- 21番(直村静二君) どっちが早い。
- 改良事業部長(逢野一郎君) 王子第一団地は10月27日に執行です。
- 21番(直村静二君) 私、ちょっとひっかかるのは、4億円という仕事はできるわけですね。Bクラスは そうすると、あと10件あると、件数が1つ1億円だという場合、10億円ですね。4億円の分を取って、あと1億円のやつを10やれば、合わせて14億円になる。この人の場合、この例からいくと7億5千万になるわけですね。林参与の答弁では、Bクラスは4億円までの仕事ができる。しかし、あわせてあと公正に、厳正に、公平にやっていますというんだったらその言葉は、私は取り消しをしてもらいたいと思う。

私が例を挙げたように、12億円はできない。しかし、あと1億円のものが10あったら、合わせて12億円いけるということになりますわな。この方式からゆくと、ちょうどこれが当てはまるんです。これ3億8千万と1億1千万何ぼと2億2千万ですから、合わせたら7億何ぼになる。Bクラスやから4億円までいける。それならいけると。しかし、あとの言葉が気に入りませんわね。公正、厳正に配分していますということになれば、どこをどんなふうに配分したんかということになりますのでね。

私は、仕事をようけしたらいかんとか、ちょっとにせよとか、イチャモンつけるというようなことは基本的にしたくない。はっきり言わせてね。少なくとも、官工事の発注ですから、できるだけ市内業者にたくさんまんべんなくというふうなことはやらしてもらわないかん。しかし、問題のある議会内からの声で、昨年のも年末でも一定の声はそれなりに市長じきじきに聞いていると思う。ですから、私は、先ほど林参与の答弁の公正、厳正にやって配分しているというのは、改めてこの議案が出ておりますから、実態にそぐわない発言であるから、直ちに取り消してもらいたい。こう思うんです。

さて52年度の実績からいって、改良住宅は、基本的に同和対策事業の一環として一番率の高い事業だと、こういう答弁があり、われわれもそういう認識できているんですね。したがって、これで26%の起債をもって事業をせないかんというのは問題がある。市単を含めたら28%、ほぼ3割負担である。一番少ないもので3割負担。

昭和52年度実績までで330億円の同和事業をやって、118億の同和の借金が残って、全体で203億。これからあと440億の同和事業をしていく中で、140億の借金がかかるんだという

ことが頭の中にありながら、一番率のいい改良住宅の3割負担、これはやはり改めてもらわないかん。市長の方に言いたい。こんなやり方をしておったら、同和事業してもらいたくないですよ。同和事業で住宅建ててもうたら、市の借金がふえて一般会計から払わないかん。これはやめてもらいたいと思うんですよ。

しかし、住宅は必要だからね。住民から声が出て、建てかえてよい住宅にして、環境整備大賛成ですよ。しかし、和泉市がいますでにこの負担を認めておって、将来どうするんだという問題については、安易に住宅を建てるんやなしに、安易に計画をやるんやなしに、財源にメスを入れて、総合的なものやっていたかかないかん。

先ほど天堀議員が指摘したように、山手中学についても2億1千万でしょう。片一方、幸保育園の建てかえが2億2千万でしょう。私は素人ですからよく知りませんよ。しかし、少なくとも同じ2億台でそんな金の使い方というのは、厳しい和泉市の状況からいって遠慮してもらわないかんと思いますよ。

山手中学は講堂もあれば、体育館もある。幸小学校でも808の予定で508でしょう。体育館も講堂もあるんでしょう。しかも、利用価値については、府であれば、府が監査して実際に使ってなかったら、これ閉鎖されてもしょうがないですね。土井のところから上がって行って、墓の道ですがな。あそこもいろんな面だね……。結局金が要る。それがさびれてくるともって入れなあかん。そこでまた住宅が建つ。こういうかっこうです。最初にきちんとした総合計画とかいいうものをわれわれ議員は見せてもらってないからね。その都度、根掘り葉掘り聞かないかんということになってくる。

その点で市長に言いたいのは、改良住宅といえどもこの負担ではですね、完成して643戸。先ほどの逢野氏の答弁では、1,600までいくんでしょう、違いますか。それならあと1,000戸でしょう。いま、すでにこれで3割負担。どないしていくんやということになりますのでね。これはあらゆる委員会とか、専門の委員会とかありますから、深く問いません。

いま、私は林徳次氏に公正、厳正に配分したという発言の取り消しを求めますので、その点をひとつ。

○ 参与(林 徳次君) 大変厳しい御指摘で恐縮でございます。そこまでの突っ込んだ御意見でございますので、私もいささか詳しく申し上げたいと思います。

公正、厳正にやらしていただいておりますということでございまして、業者に仕事を配分するといったような表現は、私、した記憶はございません。配分には、決して行政としては立ち入りいたしません。もちろん、広い意味で指名という範囲では、これは配分と解されたらやむを得ないと思いますが、指名に当たりましては、先ほどもるる御説明申し上げましたような要綱と一定の基

準を設けまして、これにのっとった公正な配分を今後とも続けていきたい、ということで御説明申し上げたつもりでございます。配分いたしましたということではございません。

- 21番(直村静二君) 私たちも普通、厳正とか公正とかいうことをわりと使うんです。ところが、公平という言葉はあまり使わないんです。林徳次さんは、速記録を見てもらったらわかりますように、公平と言っております。配分ということは言ってなかったかも知れませんがね。

しかし、私は公平という言葉聞いてますからね。公平というのは平等ということなんです。私どもが言っておる公平というのは、平等の原則のさらに深い意味でね。正義の立場になるんです。これは文章上の解釈ですからともかくとして、いまの答弁の中で私は、公平という言葉言っておったのだけは指摘しておきます。

私は、参与に責任があるというふうな考え方はそれほど持ってないんです。すべて市長の補佐役として執行されているんですから、各参与なり部長なりの仕事の仕方はすべて市長にある。市長そうですね。各部長、課長が個人においてミスをしたという場合には、個人責任を問われますけれども、一定の稟議書ですか、決裁を仰いでやった以上は、市長の責任だということになります。これだけはひとつ確認しておきたいと思います。

しからば、この竹内建設について、昨年来の議会の空気を見て、市長の側から「議会で問題になったから、たどえ一つでも遠慮する気はないか」ということをおっしゃったかどうかです。あなたは議会で「御心労をかけました」と言いながらのけさのあいさつからいって、実際にどれほどの努力をされたのかということを知りたい。

私は、この前のときにも言いましたように、あなたが掲げた「公正で明るい同和行政」「民主市政」ということを貫くなれば、正月をはさんでの間には何かの進展がですね、市長の常に言う主体性の確立、これをおっしゃっているんですから、その答えが聞けるものだと思っておったんですけど、一向にそれがない。

しからば、議会がこれを認めてしまえば、結局、昨年12月に議会がイチャモンをつけただけだと。この17日に通るんだ、何しているんや、おくらしているだけやないかという批判が私議会に来るんですよ。私は、そんなはずじゃなかったんです。市長が議会の空気を見て、何らかの前進、是正のものを持ってきてくれる。これが和泉市政の建て直しの一歩だという期待をしておった。これやったら用なしで、おくらしただけだ。市長の方は出すだけだ。議会がクレームをつけて空転させた。またおなじことやと。これでは私は困る。

この点でさらに市長にお聞きいたしますが、こういうのが「明るい行政」というんですか。これが「市民合意の同和行政」といえるんですか。そして贈賄、汚職の容疑で逮捕、起訴、現在公

判中の方に請負契約で最高の金額の入札をさすということ、これが明るいんですか。あなたの言う「民主市政」なのか、主体性なのか。

たしかにあなたは前のときの答弁では、法的にはどうのこうのとおっしゃいましたね。確かにそうであろうと思う。しかし、あなたが和泉市の最高責任者として、公正な同和行政、主体性の確立とおっしゃっている以上は、何らか議会の空気を感知したら、働きかけを相手方にしていくべきじゃなかったか。また相手方の業者だって、これだけの事業をするならば、一定の利益だつてあるんじゃないか。ということは、逆に市長が提案して、その業者はもうかっていくんじゃないですか、そうでしょう。だから、市長の側としては、問題があるから遠慮しなさいと。私は、はっきりこの前にも言うてますように、9千万以下のものにしてしまえというんです。厚かましすぎるぜというんです。

いかに解放同盟の副支部長とはいえ、そういう団体の副支部長で、和泉市同促の副会長をやっておったから、どういう犯罪容疑で逮捕されようと、土建業で最高をもらうんやぜということなら、これは明るい同和行政になりません。ここで働く人はどうなるか。うちのおやじさんは偉いんや、官工事の発注で贈賄しよう、引っぱられようと、和泉市の仕事は最高に取っているんや。こういうみっともないことになるんやないかと。

私は、あなたが市長に就任したときでも、その他でもいろいろ言いました。市民の中にはいろんな人がありますよと。個人個人でね。俗っぽくいえば、ええ人もおれば悪い人もおる。これはしょうがない。しかし、少なくとも、行政機関の長たる者は、こういう問題のあった人について厳正に指名から外す。しかし、生活に困る。それなら9千万以下にする。少なくとも、議会には出てこないようにする。

この人は7月27日に起訴されて、5月29日ですか逮捕になった。そのとき、すでに4百万の仕事がさっと入ってましたよね。あ、いよいよまた仕事に来たな、と私見てました。ところが、なんのなんの、それがこうゆう膨大なものになるということは、やはり市長、あなたの政治姿勢に問題がある。議会だつてこれをどうするんだということです。私の論法は間違っていないと思いますよ。私は当然色つきですよ。いいですよ。しかし、市長の立場としては、堂々と胸を張ってこういたします。こうすべきじゃないかということを書いてもらわないかん。

私は林徳次氏の発言の取り消しを求めましたが、基本として、各部課長は皆苦しんでいるんじゃないですか。最終的には、市長の判断がほしいと皆思っているんじゃないですか。あなたがきちっとしたことをせんから、各議員から各部課長はいろいろ質問されて困るということがあるんじゃないですか。盾になっているんじゃないですか。あなたの判断があれば、これは前進する。

意見ばかり言うて申しわけないですけどね。これはどない転んでも議会が責任持つんやなし

に、市長の責任できちっとやってもらいたいと思うんです。

- 市長（池田忠雄君） いろいろと御指摘をいただきましたが、もろもろの御指摘をいただく中で、私なりに昨年末から痛感をいたしておりますが、今後、こうした御心労を煩わさないために業者選定とか指名の問題、これらについて、午前中も田中議員さんの御質問にお答えいたしましたように、行政としてあと限りの努力をさせていただきたい。あるいはまた、こうした疑惑、御不信の買わないようにいろいろと整理をする中で、所管の委員会の御協議も煩わし、今後とも一層えりを正して厳正にやらしていただきたい。こういうように存じておる次第でございます。

ただ、年末からこっちにかけての中でいかがであったかという御質問でございました。御賢察をいただきたいのは、指名、競争入札という7社、8所それぞれの事業、みんな一定の競争入札をなす上の上に立って落札が出た結果でございまして、随意契約ではない関係上、こうした一定の手続を経ていくという上の上に立って、遠慮せよとかどうとかいうことのわけには、理事者としてはまらない。こういった一定の経過がございますので、この辺についてはひとつ御賢察をいただいて、何とか御理解をお願い申し上げたいと存じます。

ただ、御指摘いろいろとございました。こうした諸点につきまして、われわれ理事者一同、こうしたことの再びないように厳正、公正にあらゆる努力をさせていただきたい。このことだけは本席上ではっきりと申し上げたい、こういうように存じております。よろしく御理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

- 21番（直村静二君） 答弁の漏れがある。入札で6億何ぼ、合わせてやれば7億何ぼ。これどないに仕事をするんですか。下請はどうなるのか。
- 改良事業部長（逢野一郎君） 下請につきまして答弁漏れがございましたことをおわび申し上げます。

業者一社で7億云々の消化はできないだろうということでございます。御承知のように、建設工事につきましてはすべてが下請ということでなしに、部分下請が当然あるわけでございます。この件につきましては、私どもの担当者と業者との間に下請の名簿等も出させまして、チェックをしまして、その辺双方絶えず了解をしながら工事をやっていきたいと考えておったわけでございます。われわれといたしましては、業者の下請名簿も十分チェックをしまして、工期内に完成をするよう努力をしたいと思っておる次第でございます。

- 21番（直村静二君） これは余り専門と違うんで教えてほしいと思うんですがね。竹内建設は7億5千万入札をした。これでまた下請しますわね、部分の。その下にいきますわね。そんなんは何ぼぐらいあるんですか。たとえば52年度の実績で上がってきているんですけどね。私は数をふやすなよと言いたいんですよ。孫の下は曾孫というふうな……。

○ 改良事業部長（逢野一郎君） 下請の孫の孫というふうな形は、われわれはとっておりません。あくまでも、下請名簿に登載された下請の業者で執行しているということでございます。

○ 21番（直村静二君） 一つの例は挙げられないんですけどね、不確定要素がありますから。下請の下請で代金の遅延、その他の問題が発生したときには、元請業者が責任をとるというのは、これはやはり法的責任はあるわけですね。あんまり大きくなってくると、下請の数が増えてくるといろんな問題が発生してくる。そのときの責任問題もきちっとしてもらわないかん。自分の真下やなしに、孫やらそこから先はわからんということにならないように、いやしくも官工事の発注ですから、最終完成まで市が責任あるし、業者も責任があるという点での執行はきちんとやっていただきたいと思います。

あといろいろありますが、時間がないので私はこの辺でおいておきます。

○ 議長（横田憲治郎君） これをもって質疑を終結したいと思います。御異議ございませんか。（「議長」と呼ぶ者あり）

○ 議長（横田憲治郎君） はい。坂上議員。

○ 20番（坂上國治君） これは以前の議会のときに理事者をお願いを申し上げた件でございますけれども、議案第5号の旭温泉の件でございますが、これについて理事者から答弁をいただきたいというふうに思います。

もう一遍繰り返して申し上げますけれども、これは学校用地として買収された、これは事実でございます。それを変更して市営浴場に変えた。今後、それを建てかえるという問題でございますけれども、先般も申し上げましたように、ただ単に建てかえるということだけを考えてもろたら非常に困ると思うんです。周囲の状況を見てもらわんと……。

これを建てることによって、新地のふろあるいは伯太の菊水温泉、和泉温泉がお手上げになると思うんです。そうなると、旭温泉の入浴料を上げないかんことになってくる。しかし、ただ単に旭温泉だけ値上げするというわけにはまいらんだろう。中央温泉、王子温泉、丸笠温泉といろいろの温泉がございますので、そこらも一緒に上げないかんことになってくる。

ここで独立採算制ということをして理事者の方では申されておりますけれども、独立採算制ということになれば、相当なふろ賃をもらわんことには……。値段を上げたために、伯太あるいは池上からふろへ行く人が少なくなると思うんです。恐らく少なくなりますよ。現在は130円。1回入るのに70円の差額があるからいま、どんどん行っているわけです。ところが、今度そこそこの値上げをしたら恐らく現在の伯太と同じような、100円程度もらわんことには採算性がとれんのじゃなかろうか。しかし、そうは一挙に上げることもできんだろう。せやから、現在の4カ所のふろの値上げ云々ということは、私はあんまり言いたくないし、考えたくないと思うんで

す。

そこで私が申し上げたいのは、現在の旭温泉は学校用地として買収した。それをつぶさんと市営に切りかえたということ自体、市の大きな誤りがあったと違うだろうか。今度はそれを建てかえると。建てかえるとなったら相当大きなお金がかかるわけです。

理事者に言わしたら、80%くれますとかどうかということ。実際問題として、同和事業については自治体が20%、国、府が80%、これは規定になっておる。ところが、先ほどからる答弁を聞いております中で、補助が50何%とかどうかということで、大方半分ぐらいの持出しのようです。恐らく超過負担があるためにそうなんだらうと思うんですけども。

そこらからいろいろ踏まえて、現在の幸小学校の面積あるいは教室の数、これはどうしてもそれを建てなければ収容できないのかどうか。ふろがある程度いたんできて、どうしても建てかえないかんという時点までごしんぼう願えんものだろうか、こういうふうに思うわけです。

いや、あくまでもやるんだということになれば、3つの伯太の2カ所、新地の浴場に対して市がどれだけの補助をするのか。これはふろ代で生活しているんですからね。恐らく現在のよな値段で、さらのふろができたとなったら殺到すると思うんです。周辺が全部お手上げになってしまう。

しかし、これらの補助ということになると非常にむづかしい。これは永久に続いていくかどうかわかりませんが、これの保障についてはむづかしいと思うんです。そこら一遍教育委員会の方で、学校の面積、教室の数あるいは生徒数等をはっきり調べて、報告していただいて、いま現在、あわててやる必要があるかないか、各議員さんに判断してもらたらどうかと思うんです。

実は、幸小学校の場合は体育館もでき、講堂もあるわけです。伯太小学校を見てください。あれは町時代に建てて、業者が途中で倒れた。あとの業者が引き継いでやった。継ぎ継ぎの講堂が建ったわけです。それがために雨漏りがし、修繕に修繕を加えて現在きているわけです。これは市の方へもお願いしているんですけれども、財政上許さんということにしんぼうしているわけです。

せやから、和泉市を建て直していこうとするならば、お互いがしんぼうしてやってこそ、私は和泉市の再建ということがいえると思うんです。しかし、伯太の学校はあのままほうっておく……。これは実際申し上げても過言ではないと思うんですけどね。生徒数が現在、幸小学校においては伯太小学校の3分の1弱。しかも幸小学校は、校舎もまだ余っておるやに漏れ承っております。

その時点でまだ使えるふろをわざわざつぶして、そこへふろを建てる。これは市長さん、どう

お考えかわからんけれども、金があり余って、金をどこへどう使おうかと思ってるときにやる事業やと思うんですよ。しかし、紙一枚、鉛筆一本始末していかないかんという現在の市長さんの御心境の中で考えてもらいたい。

これはあくまでも建てたらいかんということやなしに、私の考えついたことを質問しているんですけども、理事者の答弁、どんな答弁してくれるのかわかりませんが、ああそうかというわけにはまいらんと思うんです。というのは、先ほど言うたように、伯太の2つの浴場、新地のふろをどういうふうに……。はやらのならやめなさい。あんたとは市で養のうてあげますよといえるのかどうか。ここら理事者の方ではっきりとした御答弁を願いたいと思います。

- 議長（横田憲治郎君） 答弁。
- 産業衛生部長（内田 繁君） お答えいたします。

いまの御指摘、なるほど痛み入るわけでございますが、近隣の浴場に対する救済措置は考えているかということでございますけれども、新設に伴いまして、議員さんもおっしゃってありましたように、一つの企業として独立採算性をとっていくというのがたてまえである。これはわれわれも理解をしております。したがって、経営努力をするとともに、現在の入浴料金等を改正しまして、付近の浴場との不均衡を是正していくというような考えを持っておりまして、入浴料金の改定について現在、協議を行っておるところでございます。それらによって不均衡を是正していきたいという気持ちで現在取り組んでおりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

- 20番（坂上國治君） いま、部長から答弁をいただいたんですけどね。しからばどのくらいの……。採算性といっても非常にむづかしいですよ。というのは、そこそこの値上げをした。あんまり差がないから、そこのふろへ行かずに近くふろへ行こうかということになるんでね。採算性ということになると、100円程度取らんと採算とれませんよ。

その中でね、私はこの問題に触れたために、王子温泉、中央温泉、丸笠温泉まで値上げしたんだということになると、非常に私はつらいんです。せやから、値上げの問題については、あまり申し上げたくないということを申しておるんです。理事者の方でそういう案を立てておるんならあれですけども。

先ほども申し上げているように、教育委員会の方ではどういふふうにお考えになっているのか。先ほど申し上げたことを聞いてくれておったのか、聞いてくれなかったのかわかりませんが、現在、どうしても狭隘だという中でなら、これは考えられると思うんです。ところが、教室も余っているということを聞いております。その中で、わざわざいま使っているふろをつぶしてまでということは、黒字財政で金があり余って、この金をどこへ使おうかと思案しているようなときに使う金じゃなからうかと思うんです。

しかし、現在、いつ再建団体に転落せなけりゃならんかわからんような現状を踏まえてですよ、これはひとつ考えてほしいということを申し上げているんでね。教育委員会の所見もひとつ聞かしていただいて……。生徒がはみ出てどうにもならんということであればいたし方ないと思うんですけども、何を申しましても、いま、伯太小学校の3分の1弱であるということは確かなあれでございますので、そこらひとつ御答弁をいただきたいと思います。

○ 教育次長（広岡史郎君） お答え申し上げます。

今回、旭温泉の建設工事にからみまして、いろいろと御指摘もいただいております中の教育委員会の拡張でございますが、幸小学校の運動場は、地形上から見て、実際、活用できる面積というのは4千平方メートル程度でございます。

環境改善の総合事業の中で、教育委員会は古くから学校敷地の拡張を計画いたしまして、これに取り組んできた経過がございます。学校敷地全体は、地区内道路の5号線と1号線、また一方南では池上下宮線と三方の幹線道路に囲まれた中で計画してまいったわけです。これらは地形的には十分とはいえませんが、大まかにいいまして、かっこうがつかないかというような形で考えてきたわけです。

なお、現状の幸小学校は、学級数、児童数等を見ましたら、議員さんが御指摘のように、伯太小学校の3分の1程度でございます。しかし、今回の旭温泉の建設工事にからむ用地拡張は、運動場の拡張を意図して教育委員会からお願いに上がってきたものでございまして、408名の現在の児童数から見ますと、1人10㎡程度の運動場ということになるわけです。伯太小学校は1人当たり4.7㎡。半分以下です。しかし、市内では幸小学校より広い運動場を持っている学校が3、4校ございます。

なおまた、環境改善整備事業等の中で最終的に戸数も出ておりますけれども、改良1,402戸とか、在来の85戸、存置が353戸。最終にそういう数字が出るんですけども、それから見ますと1,840戸、児童の800名を越すということになります。現状の幹線道路の整備の中で浴場敷地を買い取らしていただいて、現在ある旧体育館等を除いて、運動場の整備拡張を図り、より高度なスポーツの振興、体力の向上を目指して取り組んでいきたい、というのでお願いに上がったわけでございます。現状を御報告申し上げます、よろしく御理解賜りたいと思うわけでございます。

○ 28番（坂上國治君） 答弁漏れがある。値段は何ぼに上がるの。

○ 産業衛生部長（内田 繁君） お答えいたします。

値段は幾らかということになりますと、入浴人口あるいは付近の浴場入浴状況等を把握しながら、入浴料金の改定、あるいは独立採算制をとれるかどうかということも検討してまいらなければ

ばいけませんので、そういった実態を把握した上でないと、はっきりした料金というものが出てこないように現在見ております。そういうことで、現在の協議の中では、実態調査なり、料金をどの程度に上げたらどの程度の金額が出てくるかということをやっておる最中でございますので現時点では、幾らにしたらいいかということまではちょっと申しかねるということでございますので御了解賜りたいと思います。

- 28番(坂上國治君) これはしかし、12月議会から今日まで懸案になっておったと思うんです。その中で何事も前進してないのと違うんですか。こんなものね、何ぼに上げりゃええやら悪いやら、上げるやら上げんやら、それが回答になるんですか。それが当を得た答弁ということになりますか。市長、こんなもんだを得た答弁と違うぜ。はっきり答弁をしてもらわんと……。せやからね、私は最初から申し上げているとおり、値上げの問題になってきたらむづかしいと。一方、このままの状態でいったら補償の問題が出てくる。どちらもむづかしい問題です。だから現在のふろは使えるんやから……。まだ新しいですよ。

私はあのふろを建てる時には、岸田安右衛門さんに相談を受けて、相談に乗りつつあのふろをつくったんやから。売りしなも私は相談を受けてますよ。あんたにお世話になったんだけど、学校の拡張のためと言われてるんだ。どないしたもんやろ、と言うてきたからね。これはひとつ協力したってくれ、ということできたわけですよ。

ところが、あにはからんや……。つぶしてしめて、学校の敷地にしといたら問題なかった。それをわざわざ市営浴場にしたため、現在こういう問題が起こってきているんです。私とこはね、スペースをとってもろてあるんや、住宅内に。せやから、ふろをつくってます。そのふろへ入っているのに、おまえとこは安いふろへ入れたっているんやと言われて、非常に恥ずかしいと言うてる人もようけあるわけです。せやから、あわててふろを建ててもね、これからあの周辺すっくりに家をつぶして建てかえていくんでしょ。それをわざわざ金を苦面して、一日も早く建てようとするところに問題があると思うんです。

そうするんならするで、何もかも問題の解決できるような方法を考えてあるんならよろしいよ。何にも考えてないじゃないか。12月から今日に至るまで。地元のお手上げになるかもしれん業者をどうしてやろうとか、こうするためにはこうだという一案、二案を考えてないでしょう、あなた方は。内田部長の答弁、こんなもんだを得た答弁と違いますよ。これでは恐らくこれだけ議員さんおるけども、納得してくれんと思いますわ。せやから、あらかじめ皆さんが納得してくれるような答弁をしてください。

- 市長(池田忠雄君) 旭温泉の建てかえに伴います坂上議員さんの御指摘でございまして、内田部長から概略の答弁をさしていただいたわけでございますけれども、校地の拡張に伴う温泉の

建てかえという中で、利用客の多い旭温泉だということの中で建てかえをせざるを得ない、こう
いうことで御予算を御議決いただいて、今回、工事請負契約の締結をお願いしているわけでござ
います。

議員さん御指摘のように、非常に財政逼迫している中で、公営の浴場を建てかえるということ
の中で、周辺温泉との料金格差の問題、これは御指摘のとおりでございます。あるいは主体的に
行政として考えても、落ち込んでいる財政の中で、公営浴場についての補助をしておりますけれ
ども、補助をすることが至難だという問題もございます。

こうした二点からいたしまして、私たちがいま考えております点は、何とか主体的な独立採算
を4浴場ともとっていただく。こうした財政の現状の中に立っての考え方、あるいは周辺温泉と
の料金格差の問題、この両面からいたしまして、公営浴場の入浴料金につきましては、独立採算
で格差是正を行ってまいりたい、このように存じております。

幾らがいいとかいう問題につきましては、担当部長がお答えいたしましたように、いろいろと
精査をいたしておるわけでございますが、少なくとも、独立採算で浴場が運営できるような料金
改定は今後とも最善の努力で行ってまいりたい。そういうことから、周辺の浴場との格差是正も
つながっているという御理解をいただければ幸いだと存ずる次第でございます。よろしく願い
いたします。

○ 28番(坂上國治君) あんたが幸いに存ずるんか知らんけどね、私はそんなうまいこといか
んと思うんですよ。

これ、議長室で部長が、大体80円ぐらいに値上げをしたらどうにかいけるだろう。しかし修
繕が回ってくる。その修繕については80%の補助があるからこれだけ考えていただいたら、と
いう話があったと思うんです。これは私だけやなしに、議長も聞いてはると思います。ですから
私の言うていることが間違っているんやったら、議長に聞いていただいたら……。議長と同じ
場所で聞いたんだから。3人寄ったら公衆の面前ですよ。公衆の面前ではっきり言うているのに、
それを議会で言えんということはおかしいと違いますか。包み隠しせんと、こういうふうに考
えてますんや、ということをはっきりとみんなに聞いてもらいたいと思う。こうして理事者が
じっくり、じっくりしり込みしていく。議員からいろいろの発言をしていく。そうすると、全部
がどろかぶっているようなもんや、はっきり言うたら。議員にどろかぶせようというやり方や。
自主的にこうしてやっていくんだということであれば、もっとすっきりと切り出してやってもら
わんと……。

ここで市長の主体性というものをはっきりしてもらわんとね。実際、部長以下を責めるのは、

私はかわいそうやと思うんです。市長が何もかも責任持っとるんやから。命令一下で、こうせい、ああせいというて指示してやってこそ、職員もその線で動けると思うんですよ。どんなことがあっても、市長の言うようにやっているんやから、責任は市長が持ってくれる。ところが、なまじっか、みんなに責任を持たすようなことをしているから、職員としては、いよいよ行き詰まったら何とかということで返事もしてくる。それが現在のこういう結果になっているのと違うかと思うんですよ。

せやから、その辺は肝に銘じてやってもらわんとね。ただ口先だけで、見直すとか何とか上手なことを言っても、やはり不言実行型でやってもらわんといかん。有言もよろしいけどね。有言だけでは政治はできないと私は考えます。ここらははっきりとね、部長が答弁できんのなら、市長、助役おるんやから、そこらで納得いく答弁をしてもらわんと、こんなもん……。

あんたら「やります」と言うて、やったことない。「これだけはこうしてくる。絶対今度は……」と、それだけや。12月から今日まで何にも考えてない。ここで臨時議会を開くということは、12月議会の延長ですよ。その間に、物事にはこう対処せないかん、ああ対処せないかんということを考えておいてもらわんとね。これじゃ無策じゃないか。これでは、もし近隣の浴場からいろいろ言われても、私も答弁しかねます。

せやから、それぐらいのことは言えませんか。独立採算性で間違いなしにここで約束してくれますか。市から絶対に持ち出しせへんと。

○ 市長（池田忠雄君） 再度、御答弁をさせていただきたいと思います。

先ほど来お答えいたしましたように、坂上議員さん、私が申し上げております趣旨は、いまの財政難の中で、補助金が繰り出せない中で、独立採算で何とか全力を挙げて浴場運営をやらせていただきたい、このように存じておまして、その点よろしく願いたします。

○ 28番（坂上國治君） やらしていただきます、というのはやすいんですよ。しかし、私が申し上げているのは、ただ、旭温泉だけの独立採算制というわけにいかんのですよ、そうでしょう。王子から中央、丸笠、これみんな持っていかないかんわけでしょう。なかなかその問題はむつかしいんじゃないかろうかと。しかし、市長が「私が責任を持って」と言うてくれるんなら、これだけの人が聞いてくれているんやからね、理事者、議会が聞いているんやからね。あえて言うことはないと思うんですけれどもね。

これは本当に再確認してもらいますけれども、絶対にいま言うたことに間違いありませんな。独立採算制でやっていくということに間違いありませんな。間違いなかったらそれでよろしい。

○ 市長（池田忠雄君） それでやっていきたいと思います。

○ 28番（坂上國治君） いや、いきますでしょ。いきたいと思います、ではあかん。

- 市長（池田忠雄君） 入浴料のアップの問題は、議員さんもいま御指摘いただいておりますように非常にむづかしいという御指摘をいただいておりますが、私もそのように存じます。これは地元との協議、利用者の問題もありますが、少なくとも、現状の財政の中では、何とか浴場運営については、地元の御協力もいただかなければならんけれども、独立採算制で運営をいたしてまいる、このように存じておりますので、その点よろしく御理解いただきたいと思えます。
- 28番（坂上國治君） いや、私、もうちょっと言うてあげますけどね、独立採算制となるでしょう。そこそこの値段になったら、いま現在、旭温泉に入りに入っている人がほとんどといってええくらい伯太、池上ですよ。半数以上です。ちょっとの差ぐらいやったら近くで入ろうかと。入る人が少なくなったら、独立採算制でいこと思ったら、伯太が100円やったら、200円もらわないかんことになるかもわかりませんよ。200円もらわな独立採算でいけんかもわかりませんよ。そこらを十分に踏まえてね……。そうになったら非常に困ると思うんです。旭温泉のことに端を發して、王子、中央温泉、丸笠温泉の値段を引き上げるようなことに……。私が発言したためにそうなったというようなことは避けてほしいと言っているんですよ。

しからは、どういふ方法があるか、ということになってきますと、教育委員会がいま説明してくれたけれども、もうしばらく待っていただいて、ふろを建てかえないかん時期が来たら運動場も、ということでもひとつ見合わせてもらえたら、何もかも円満にいくんじゃなからうかと。一つの名案だと思って私、申し上げているんですよ。一たんこうして入札したんやから、どんなことがあっても、というあんた方の姿勢。しかし、その方がよかったなあ、ええなあと思ったらですよ、やっぱり反省してもらわないかん、反省を。そうでしょ。

一番最初に、こういう入札をやりますよ、という相談を受けてね。受けたんならよろしいよ。何にも受けてない。最初の債務負担行為で出てきたあれでも、ごまかしみたいなもんや。共同浴場ということで出てきている。これ明解にこうやというふうに一目瞭然わかるようにしていただいてこそわれわれはわかるけれども、こんなものね、最初の債務負担で出てきたときにはチンプンカンプン。私の頭が悪いんかどうかわからんけれども。

いままででも、共同浴場というのは3つあったわけですよ。だから、その修理費がいなくらいに思っておった。やはりはっきりとね、いかに債務負担行為であろうとも、これにはふろの名前があるんやから、旭温泉のこれこれということをつけ加えて、債務負担行為のあれに書き上げてくれたらわかるんですけども、とにかくごまかしのようなかつですよ。

それで市長、あんたがいま約束してくれるらしいですけども、そういうことが起こった場合に非常に困ると思う。ふろ代200円にせな採算とれんようになったらどないしますねん。そういうこともあり得ますよ。せやから、この問題はむづかしい。こんなこと言わんでもええんやけ

ど、私は、あんたのことを心配して言うたっているんや。しかし、あんたは一たん男の口で、市長として約束してくれたんやから、間違いございませんな、ということを再度確認して、私は終わりたいと思います。

間違いおまへんな。独立採算制でやるということは間違いなしに引き受けてくれますな。

- 市長（池田忠雄君） がんばります。
- 28番（坂上國治君） いや、がんばりますやなしに、そうしますと言うてくれたらええねん。そんなニュアンスのようなものの言い方をせんと……。独立採算制でやります、とはっきり言うてくれたらええ。そんなおかしな返事してもらたら困りますよ。やってくれますな。
- 市長（池田忠雄君） はい。
- 28番（坂上國治君） わかりました。
- 21番（直村静二君） 関連して、このふろの問題については、私は前々からも西成へ行って調べたんですが、150メートル以内とか、入場の人数によってとかいうて一定の補助金が出ている。調べなさいと。だから、同和地区周辺の対策として十分考えるべきだ、というふうに申し上げておったと思うんですよ。

今回、これが議案として出た。坂上議員さんの質問の中で、じゃ、独立採算制だと。周辺対策をせずに独立採算制、つまり、同和の浴場の料金値上げが周辺対策ということになるのかどうか。その辺の答えをきちっとしておいてもらわないとですね、同和地区周辺の浴場関係者が補助金をくれと言うてくる。それについては独立採算制だ、値上げだ、それでしまいと。そういうふうにするのかどうか。その辺ははっきりしてください。

- 産業衛生部長（内田 繁君） いまの御質問につきましては、現時点では、入浴料の改定でもって格差の是正をしていきたいという考えのみでございます。

以上でございます。

- 議長（横田憲治郎君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第1号「工事請負契約締結について」（幸団地3期建設工事）を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第3号「工事請負契約締結について」（幸団地3期建設工事）を原案どおり可決決定いたします。

続きまして、議案第2号「工事請負契約締結について」（幸第二団地2期建設工事）を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議あり」、「異議なし」の声錯綜）

本件に対し反対者がありますので、挙手により採決いたします。本件に賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

本件に対し挙手多数でございますので、議案第2号「工事請負契約締結について」(幸第二団地2期建設工事)を原案どおり可決決定いたします。

続きまして、議案第3号「工事請負契約締結について」((仮称)和泉市立幸青少年センター整備工事)を原案どおり可決決定するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 2番(天堀 博君) 私ども先ほど指摘しましたような事柄がございます。ただし、利用等につきましても、今後とも十分なる努力をしていただくと同時に、さらに、当施策についても、一般の青少年の利用も図っていくというふうに努力をしていただきたい、そういう意見を申し上げて、当議案については賛成したいと考えております。

○ 議長(横田憲治郎君) 本件については御異議ないものと認め、議案第3号「工事請負契約締結について」((仮称)和泉市立幸青少年センター整備工事)を原案どおり可決決定いたします。

続きまして、議案第4号「工事請負契約締結について」(和泉市立幸保育園建設工事(建替))を、原案どおり可決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第4号「工事請負契約締結について」(和泉市立幸保育園建設工事(建替))を原案どおり可決決定いたします。

続きまして、議案第5号「工事請負契約締結について」((仮称)旭温泉建設工事)を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 21番(直村静二君) この件については反対ではないんです。しかし、かなり問題を含んでいるという点がございます。私が言いました同和地区周辺の対策というものを十分行っていないと逆差別という声が上がってくる。そういう点で、周辺対策として、同和関係の浴場については対策を考えていただきたい。そうしてもらわんと困る。強く意見を申し上げておきます。

○ 議長(横田憲治郎君) 御異議ないものと認め、議案第5号「工事請負契約締結について」((仮称)旭温泉建設工事)を原案どおり可決決定いたします。

続きまして、議案第6号「工事請負契約締結について」(王子第一団地2期建設工事)を原案どおり可決決定するに御異議ございませんか。

(「異議あり」、「異議なし」の声錯綜)

本件に対し反対者がおりますので、挙手により採決いたします。本件に賛成の方挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数、したがって、本件は可決決定いたしました。

続きまして、議案第9号「工事請負契約締結について」(市立南松尾小学校改築工事)を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第9号「工事請負契約締結について」(市立南松尾小学校改築工事)を原案どおり可決決定いたします。

続きまして、議案第10号「工事請負契約締結について」(市立国府小学校改築工事)を原案どおり可決決定するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないと認め、議案第10号「工事請負契約締結について」(市立国府小学校改築工事)を原案どおり可決決定いたします。

ここで暫時休憩いたしたいと思います。

(午後3時15分休憩)

(午後3時53分再開)

○ 議長(横田憲治郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9「財産取得について」(市立鶴山台北小学校校舎)と日程第10「財産取得について」(市立鶴山台北小学校水泳プール)を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第7号

財産取得について

市立鶴山台北小学校校舎として次の建物を取得するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

昭和54年1月17日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 場 所 和泉市鶴山台一丁目9番1号
2. 構造及び面積 鉄筋コンクリート造3階建 1,655㎡
3. 取得予定価格 182,340,710円
4. 契約の相手方 東京都千代田区九段北一丁目14番6号
日本住宅公団

大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

日本住宅公団関西支社

理事支社長 扇 谷 弘 一

議案第8号

財 産 取 得 に つ い て

市立鶴山台北小学校水泳プールとして次の建物を取得するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めらる。

昭和54年1月17日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

1. 場 所 和泉市鶴山台一丁目9番1号
2. 構造及び面積 鉄筋コンクリート造水泳プール 25メートル6コース
水面積 25 m × 12.9 m } 346.5㎡
6 m × 4 m
3. 取得予定価格 30,833,160円
4. 契約の相手方 東京都千代田区九段北一丁目14番6号
日本住宅公団

大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

日本住宅公団関西支社

理事支社長 扇 谷 弘 一

- 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明をお願いします。
- 教育次長（広岡史郎君） それでは、ただいま一括御上程いただきました議案第7号、議案第8号「財産の取得」について、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

この2議案は、いずれも日本住宅公団の建てかえ施行により建設し、すでに公用を開始いたしております市立鶴山台北小学校建物を、相手方日本住宅公団との契約によって取得するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものであります。

次に内容の御説明を申し上げます。議案第7号市立鶴山台北小学校校舎は、すでに52年3月完成し、公用を開始しており、53年度国庫補助金6,568万4千円の交付を受け、市の財産として取得するものであります。

構造及び面積は、鉄筋コンクリートづくり3階建て1,655㎡で、普通教室12室、図工、音楽各1室、下足室となっております。取得価格は、全額で1億8,234万710円を予定しております。

なお、財源内訳は、国庫補助金53年度6,568万4千円、54年度において4,696万6千円、起債53年度3,121万、54年度において2,230万円、一般財源相当額1,619万710円につきましては、76年度まで、年利6.5%、半年賦元金均等払いによって償還することにいたしております。

次に、議案第8号市立鶴山台北小学校水泳プールでございますが、本件は、すでに50年7月に完成し、53年度国庫補助金717万9千円の交付を受け、市の財産として取得するものであります。

構造及び面積は、鉄筋コンクリートづくり、25メートル6コース、小プールとあわせ水面積346.5㎡、取得価額は3,083万3,160円を予定いたしております。

なお、財源内訳といたしまして、国庫補助金717万9千円、起債2,240万円、一般財源相当額は昭和61年度まで年利6.5%、半年賦元金均等払いによって償還することといたしております。

以上、議案第7号、議案第8号「財産の取得」について御審議の上、原案どおり可決決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（横田憲治郎君） 本件について、質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。議案第7号「財産取得について」（市立鶴山台北小学校校舎）及び議案第8号「財産取得について」（市立鶴山台北小学校水泳プール）を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第7号及び議案第8号を原案どおり可決決定いたします。

○

- 議長(横田憲治郎君) 次に、日程第13「高齢者医療保障制度の抜本改革に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

意見第1号

高齢者医療保障制度の抜本改革に関する意見書

上記意見書を別紙の通り会議規則第13条の規定により提出します。

昭和53年12月21日提出

和泉市議会議員

池 辺 秀 夫 ㊟

寺 田 茂 ㊟

天 堀 博 ㊟

三 井 正 光 ㊟

坂 上 國 治 ㊟

赤 阪 和 見 ㊟

竹 内 修 一 ㊟

藤 原 要 馬 ㊟

高齢者医療保障制度の抜本改革に関する意見書

医療保険各制度と公費負担制度の組み合わせによって高齢者の医療を保障する現行制度は医療保険の全般的な財政難、とりわけ制度的に著しく多数の老人を抱える国民健康保険の負担の偏重と財政危機に直面して、今日既に行き詰まりの状態に立ち至っている。このまま放置すれば崩壊の恐れなしとしない。国民健康保険の財政難と今後の高齢化社会における老人医療問題の重要性を思うと

き、問題は極めて深刻であり、高齢者医療保障制度の改革は、もはや遷延を許されないものと断ぜざるを得ない。本議会はかかる現状にかんがみ、政府がかねて検討中のこの問題に際し、老人医療費の有料化へ逆行をせず、全額国庫負担とし、全国民を対象として、高齢者の包括的医療を内容とする高齢者医療保障の単一制度を創設し、昭和54年中に実現することを強く要望する。

以上地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和53年12月 日

和泉市議会

- 議長（横田憲治郎君） 提案の趣旨説明を願います。
- 18番（池辺秀夫君） ただいま上程いただきました案件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

いま、局長が朗読したとおりでございますので、よろしく御賛同の上、御議決をいただきますようお願いいたします。

- 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、意見第1号を原案どおり提出することに決めます。

○

- 議長（横田憲治郎君） 続きまして、日程第14「有事立法反対決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議第1号

有事立法反対決議

上記決議文を別紙の通り会議規則第13条の規定により提出します。

昭和54年1月17日提出

和泉市議会議員

金	沢	勝	印
赤	阪	和見	印
坂	上	國治	印
大	谷	昌幸	印
三	井	正光	印
松	下	定	印
寺	田	茂	印
貝	淵	博治	印
橋	本	佳行	印
木	下	甲子三	印
竹	下	義章	印

有事立法反対決議

政府は、軍事力増強策を合法化するため日米軍事同盟をもとに有事立法の策定を検討しております。

かつての戦力なき軍隊と言われた自衛隊も現在は装備能力、そして戦略構想まで一段と強化されつつあります。政府の考えている有事立法の内容は、有事を理由に言論統制など、国民の自由と人権を著しく制限する危険性をはらんだものであり、平和憲法に逆行する「戦時立法」への対応を目的にしていることは明らかであります。

よって、和泉市議会は平和を愛する市民の生命と財産を守る立場を貫き、憲法第9条の戦争の放棄を明記した平和憲法を断固擁護し、あくまで国際紛争を武力に依り解決しないために、最善の努力を傾注するものであり、現政府の平和憲法に反する有事立法に断固反対するものである。

以上決議する。

昭和54年1月 日

和泉市議会

○ 議長（横田憲治郎君） 提案の趣旨説明を願います。

○ 7番(金沢 勝君) お疲れのところまことに恐縮でございますけれども、皆様方の御協力を
いただきたいと存じます。

ただいま上程されました有事立法に関する決議につきまして、提案理由の説明を申し上げたい
と存じます。

ただいま局長より朗読されたとおりでございます。皆様方もテレビ、新聞ですでに御存じの
ところでありますが、世界各国は平和から平和へ、平和から友好に進展しつつある中で、ひとり
日本政府だけが、平和と友好に逆行するような有事立法案を提案しようとしたしておるものでご
ざいまして、われわれ市議会におきましては、平和を愛する市民の生命と財産を守る立場を貫く
ために、憲法第9条の戦争の放棄を明記した平和憲法を断固として擁護するため、皆様方の御協
力を特にいただきますようお願いを申し上げまして、はなはだ簡単ではございますけれども、反
対決議の趣旨説明にかえさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○ 議長(横田憲治郎君) 本件について質疑、御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、決議第1号を原案どおり決議することに決めます。

○

○ 議長(横田憲治郎君) 日程第15『伯太・黒鳥校区に「留守家庭子供会」の設置を求める請
願』を議題といたします。

請願を朗読いたさせます。

(市会事務局長朗読)

伯太・黒鳥校区に「留守家庭子供会」の設置を求める請願

紹 介 議 員

和泉市議会議員	木	下	甲子三	㊦
同	竹	下	義 章	㊦
同	柳	瀬	美 樹	㊦
同	金	沢	勝	㊦
同	竹	内	修 一	㊦
同	池	辺	秀 夫	㊦
同	寺	田	茂	㊦
同	坂	上	國 治	㊦

伯太・黒鳥校区に「留守家庭子供会」の設置を求める請願

〔要 旨〕

1. 昭和 54 年度から、伯太・黒鳥校区に「留守家庭子供会」を開設し、始業式より入会できるようにして下さい。
1. そのための予算措置をして下さい。

〔理 由〕

学校の放課後、両親の保護がなく、いわゆる「カギっ子」として放置されている児童たちに、暖かい手をさしのべることは、児童たちの安全、非行化防止の面だけでなく、教育的配慮の点からも絶対不可欠の問題であります。

かねてより、伯太・黒鳥校区に「留守家庭子供会」（学童保育所）を設置していただくようにと強く要請してまいりましたが、いまもって開設されておりません。隣接の国府、幸小学校と、それに続く信太、鶴山台南小の 4 校区には、すでに開設されて数年たっているにもかかわらず、共働きの家庭数等の条件が殆んどかわらない当校区の児童は、いまもって放置されたままであります。

現在小学生をもつ、あるいは来年度入学児をもつ多くの働く両親たちは、昭和 54 年度こそ、伯太・黒鳥校区に「留守家庭子供会」を設置してほしいというさしせまった切実な要求をもっております。

地方自治法第 124 条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

昭和 54 年 1 月 17 日提出

和泉市伯太町 2 丁目 13-3

長 沼 順 子 ㊟

外 363 名

和泉市議会議長

横 田 憲 治 郎 殿

- 議長（横田憲治郎君） 紹介議員の趣旨説明を願います。
 - 1 番（寺田 茂君） 今回の請願の御説明をお許し願いたいと思います。
- 局長から請願趣旨の朗読がございましたように、理由にも克明に明記してございますように、

子供の問題、また、非行化を防ぐ問題、また、教育的配慮の中から、どうしても伯太・黒鳥校区に学童保育の設置をお願いするものでございます。

幸い和泉市には現在、4校区の学童保育が設置されておりますし、また、この4つの学童保育につきましても、大阪府黒田知事が50%の補助を行っているという、非常にありがたい施策の中でございますので、和泉市もこの施策と相まってひとつよろしくお願ひしたいということをお願いして、提案理由にいたします。よろしくお願ひします。

- 議長（横田憲治郎君） 本請願について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、本件につきましては、十分審査検討する必要があると思っておりますので、本件の内容から厚生文教委員会に付託し、閉会後も審査をお願いしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本件を厚生文教委員会に付託することに決めます。委員の皆さんには御苦労でございますが、よろしく御審査のほどお願ひ申し上げます。

○

- 議長（横田憲治郎君） 以上をもちまして、本臨時議会に付議されました案件は全部終了いたしましたので、これで閉会いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって昭和54年第1回臨時会を閉会することを決めます。

○

- 議長（横田憲治郎君） この際市長のあいさつを願います。

（市長あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

本日、第1回臨時会をお願い申し上げ、多数の重要議案を御提案いたしましたところ、議員皆様方には、公私御繁忙の折にもかかわらず、慎重御審議をいただきまして、全議案を御可決賜りましたことを衷心より厚く深く御礼を申し上げる次第でございます。

本議会を通じ議員皆様方より御指摘をいただきました御意見に対しましては、十分これを尊重し、市政の運営に遺憾なきを期してまいる所存でございます。議員皆様方におかれましても、市政運営につきましても、今後なお一層の御支援と御協力をお寄せ賜りますようお願いを申し上げます。

終りに臨みまして、寒さなお厳しい折、議員皆様方におかれましては、健康に十分御留意を

くださいますようお願いいたしまして、はなはだ簡単でございますが、閉会に当たって心を込めた御礼のごあいさつといたします。どうも本当にありがとうございます。

○

(議長あいさつ)

○ 議長(横田憲治郎君) 一言、ごあいさつを申し上げます。

本臨時会も議員各位の格別な御協力と御熱心なる御審議を賜り、まことにありがとうございました。また、皆様方の御協力により円滑に議事運営を終了できましたことを深く厚く御礼申し上げます。

なお、理事者各位におかれましては、昨年末の第4回定例会及び本臨時会等を通じ指摘されました事項につきましては、十分研究検討をされまして、御趣旨に沿われるよう努力していただくことを切望して、閉会のごあいさつにいたします。大変長時間まことにありがとうございました。

(午後4時13分閉会)

○

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員

